
令和4年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年6月10日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和4年6月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜振興課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1 3 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党、松岡です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回も 2 件お伺いいたしますので、よろしくお願ひします。

まず初めに 1 件目、乳幼児健診についてお伺ひします。

子供の健康検査は関係法規に基づいて行われていると考えておりますけれども、疾病の早期発見や早期治療につながらないことで機能を回復できないケースも度々耳にするところでございます。これを防止するためにですね、先進地と言われる自治体では最新機器の検査機等を導入してですね、それを防止するように促進されているところでもあります。そこで、町の乳幼児健診が適切に行われているのかお伺ひいたします。

要旨 1、子供の健診の実施状況について、まずお伺ひいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

乳幼児健診の実施状況についてお答えいたします。

芦屋町では乳幼児健診として、ゼロ歳児健診、1歳6か月健診及び3歳児健診を町民会館で実施しています。

ゼロ歳児健診は、母子保健法第13条第1項に基づき生後4か月及び10か月を経過した乳児を対象として、問診や身体計測のほか保健指導や離乳食相談等をそれぞれ年間12回ずつ実施しており、令和3年度の実診率は4か月健診が96.3%、10か月健診が95.2%となっています。続いて1歳6か月健診は、母子保健法第12条第1項第1号に基づき身体発育状況、栄養状態の把握、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無等11項目の健診を年間4回実施しており、令和3年度の実診率は92.6%となっています。最後に3歳児健診につきましては、母子保健法

第12条第1項第2号の規定に基づき1歳6か月健診の検査項目に、尿検査、目の疾病・異常の有無及び耳・鼻・咽頭の疾病・異常の有無を加えた14項目の健診を年間4回実施しており、令和3年度受診率は93.2%となっています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町ではですね、子供の健診については関係規則に基づいて適切に行っているという答弁かと思えます。現在、今答弁にございましたように各健診とも90%を超える受診率ということでありますが、未受診者についてのフォローについては実際どのように行われているのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

乳幼児健診の未受診者には町から電話等による受診勧奨を行い、それでも受診されない場合は健康・こども課の保健師による未受診者訪問を行っています。この訪問により、問診、身体計測、保健指導等を実施し、未受診者のフォローを行っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

フォローのほうもしっかりとやっているということだと思います。

それでは要旨2に移らせていただきますけども、新生児の聴覚検査についてでございます。

ここで新聞記事をちょっと紹介させていただきますけど、先天性の難聴児の一例を紹介させていただきます。A君、6歳です。出生後の新生児聴覚健診で難聴が見つかりました。生後4か月で補聴器を装着した後、11か月後にですね、右耳、2歳7か月で左耳の人工内耳手術を受け、豊かな音を感じられるようになった結果、他の子供と遜色のない音声言語と歌唱力を獲得したそうです。

難聴は早期に発見されて適切な支援が行われた場合、より有効に音声言語の発達を促すことが可能であり、難聴児の早期支援の促進が重要となっております。発生率は非常に少ないというか1,000人に1人か2人の発生率だということでもあります。なお、この新生児の検査受診率は、

全国的に見ますと1割の方が未受検ということでもあります。そこで町の状況をお伺いしたんですけど、令和3年実績で、町については78人中76人が受検をしておりますということで、97.4%と聞いております。なおですね、同検査の公費助成を実施している状況について、国からの発表によりますと2019年度、国全体ではですね、52.6%に当たる916市区町村にとどまってるそうであります。

なおですね、この検査について先ほども新生児のフォロー状況がございましたけど、異常が認められた場合の対応、この点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

新生児聴覚検査において異常が認められた場合は、検査を実施した医療機関や新生児訪問を行う町の保健師が福岡県乳幼児聴覚支援センターと連携してフォローし、保護者からの相談対応や早期受診につなげる体制を構築しています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

このフォローについても福岡県との連携を図って対応して、適切に早期受診につなげているということだと思いますが、この受診についてはですね、非常に高くして1回で5,000円または1万円というふうに聞いてるんですけども、先ほども申しましたように半分ぐらいの自治体がまだ助成を行っていないんですが、国としては各市区町村のほうに協力依頼を上げている状況にあるというふうに聞いております。

そういった中で、芦屋町は本検査についての費用助成をどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋町では本検査に係る助成は行っておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

国からのですね、協力依頼があっている中で半分の自治体がやってるんですけど、我が町はまだ行っていないという回答でございました。ちょっと残念に思うわけですけど、この聴覚検査の助成を推進する考えはないのか、ここで伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋町におきましては、町独自に出産祝金として第一子には5万円、第二子には10万円、第三子以降には20万円分の商品券の支給を行い、子育て世帯の財政負担軽減に努めています。しかし、先天性の難聴などは早期の治療が必要であるため、新生児難聴検査の一層の受診率向上や子育て世帯の財政負担軽減のため、必要に応じて公費助成等効果的な施策を検討していきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

是が非でもですね、子育て支援の意味からも助成をしていただければいいなと思ったりします。そういった中で、全員受検者の方が受けていただく、ちょっとここでは未受診者についての原因等は追究いたしませんけれども、その辺りのフォローもしっかりやっていただきまして、全員がですね、聴覚検査で難聴になった子供たちを見逃さないような体制が取ればというふうに考えます。

それでは、引き続き要旨の3に移らせていただきますが、3はですね、3歳児健診の、今度は視覚検査についてでございます。

新聞を今見ますとですね、頻繁に3歳児の健診について掲載されてる記事をよく見かけます。内容は視覚健診についてでございます。3歳児に、先ほど答弁にもございましたように視覚健診をやって、その状況について早期発見をやって治療につなげるという取組が行われているというふうに聞いております。

先日、株式会社ジチタイワークスのほうで行政マガジンを発行してるわけですけども、この中に実は4月号の48ページの中にですね、この健診についての愛媛県松前町の状況、自治体の状況が書いてあります。松前町はですね、この視覚健診を自宅で検査するような項目になってまして、その中で異常者が県のほうで非常に多いということで30件の案内をしているということで、

保健師さんが非常に大変な状況になった。そんな中で新しい検査器を見ることができたということと載せておられます。

厚労省は平成29年、全国の自治体に対し、3歳児健診における視力検査の実施についての協力要請をしたと。近視、遠視、乱視、不同視などの屈折異常や眼球周辺の筋肉の異常による斜視などを改善するには、適切な治療やトレーニングを早くやらずにいけないということで載っております。我が町についての、この3歳児の視覚健診の手法はどのように行っているのか、ここで伺います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋町におきましては、3歳児健診の際に絵視標やフェイスメガネ等の視力検査セットを用いて視覚検査を実施し、視力発達の遅れ等が見込まれる場合は、早期治療などにつながるよう小児科医の診察、医療機関の紹介などを行っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この治療ですけれども、早期発見をしなければ手後れになってるケースも十分考えられるわけがあります。各先進地と言われる自治体は、この健診、子供の健康について取り組んでる自治体はですね、やはりその辺りに問題意識を持っておりまして、検査機器を導入してる。で、半分の自治体がやってる中でありまして。そういったことで、視覚健診を正確かつ簡易的——迅速に行うということですが、この新規検査機器の導入についての考えはいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

視覚検査につきましては、現在実施している視力検査セットを用いた検査よりも正確性が期待できる最新機器であるスポットビジョンスクリーナーの導入の必要性などについて、現在関係機関や郡内他町との意見交換及び情報共有などを行っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりと町としてはですね、子供たちの健康をよく見ていただきまして、健やかに育つように取り組んでもらいたいと思います。

この健診に関して最後にですね、「子どもがのびのびと育つまち」を標榜する町長として、見解をここで町長からお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に親御さんも御心配でしょうし、芦屋町にとりましても、この乳幼児、子供たちは芦屋町の宝でございます。子育て支援に力を入れている町といたしまして、新生児聴覚健診及び視覚健診の最新機器、スポットビジョンスクリーナーの導入については必要性を十分検証いたしまして、購入の是非を考えたいと思っております。

それから、芦屋町には芦屋中央病院もありますので、院長それから関係ドクターともよく協議をしてですね、購入するかどうかの方向性をしっかり決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりとですね、取り組んで全員でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

件名2に移ります。件名2、ヤングケアラー支援についてです。

ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子供たちのことを言います。これらの子供たちが増える背景には、核家族化や高齢化、独り親家庭の増加といった家族構成の変化が背景にあると言われております。

ヤングケアラーと言われる子供たちの大半が、手伝いに対するきつさや行動の制約を感じていない、支援の必要性についても自認していないのが現状であります。また、周りの人たちにつきましても、ヤングケアラーという言葉を知らない方が多い状況にあります。認知されていない側面が一面にはございます。しかしながら、日々ケアに多くの時間や労力を割くため、欠席や遅刻、早退など学業や健康への子供の影響が懸念される場所でもあります。子供たちが行っているこの行為は本来は大人の仕事だと考えられますが、その行為自体は尊く、否定するものではございませんが、それが原因で子供たちの将来に希望が持てず苦しむようなことがあってはならないと私

は考えます。

公明党は21年3月の参議院予算委員会質疑において当時の総理、菅総理から、このヤングケアラー支援を推進する旨の回答を得ることができました。21年の6月に策定されました政府の骨太方針強化策には、そういったことでヤングケアラー支援対策強化策が盛り込まれております。

実態調査をですね、中学生・高校生については昨年4月に結果が発表されておりました、今回、小学校6年生の実態調査が4月に発表されております。それによりますと小学校6年生では、世話をする家族がいるのは約15人に1人、6.5%という状況でございます。家族の内容は、兄弟、それからこれが最多であります。それから祖父母の順番になっておりました、世話の内容は見守り、それから家事ですね。洗濯とか料理を作ったりとかいろいろ手伝ってるわけですね。それから兄弟の世話。話を聞いてあげたりとか、お風呂やトイレの世話をしたり、一緒に買物や散歩に行ったりということで、多くの時間を費やしているわけです。小学生については多くのこういったヤングケアラーの子供たちは大体1時間～2時間、1日にですね、平日1時間か2時間未満でありますけれども、中には7.1%が7時間以上も割いているというような状況です。中学・高校生についても同じように大体2時間～4時間というふうに言われてまして、やっぱり7時間以上かかる、そういったサポートをしている子供たちもいると。

で、そういう中で政府は今年度から3年間をヤングケアラー支援強化集中期間として設定して、これの対策を強化するというのを打ち出しました。これについて、国の支援強化策がどういった内容というふうに町のほうでは把握しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

国の支援強化策についてお答えいたします。

先ほど松岡議員も述べられました令和2年度から3年度にかけて実施された厚生労働省実態調査において、高校2年生の4.1%、中学2年生の5.7%、小学6年生においてはおよそ15人に1人に当たる6.5%の児童が「世話をしている家族がいる。」と答えました。

このような状況を踏まえ、国はヤングケアラーへの支援を強化するため令和4年度から3年間を集中取組期間とし、まずヤングケアラーの社会的認知度を向上するため、積極的な広報活動に取り組むこととしています。その上でヤングケアラーを早期に発見し、そのヤングケアラーが自分の思いとは別に、学校に行けない、あるいは勉学に時間が割けないような場合には適切な支援につなげるため、令和4年4月からヤングケアラー支援体制強化事業を開始しました。

このヤングケアラー支援体制強化事業は、ヤングケアラーの実態調査、関係職員のスキルアップ研修及びヤングケアラーを適切な支援、福祉サービスにつなぐためのコーディネーター配置等

を行う地方自治体に対して、国が財政支援を行うものとなっています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

国の支援策を今、答弁していただきました。国はですね、財政支援で実態調査を含めてコーディネーターの配置、相談窓口等の理由で財政支援を、事業の費用を2分の1から3分の2を充てるということで強力なですね、財政支援をすることを発表しております。

そういった中で町は今、国がこういった事業を展開しようとしている中でありますけども、町としてはですね、この支援の方向性はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

町の支援の方向性についてお答えいたします。

ヤングケアラーについては、自分が家族の中で果たすべき役割として看護や介護を担い、そのことを家族から感謝され誇りに思っている子もいると思われれます。しかし、そのことが不登校や勉学の妨げ等につながる場合は、町として放置することはできません。町では虐待事案などと併せて、小中学校や児童相談所等の関係機関と連携して日頃から情報共有を行っております。

そのような状況の中で現在、町内において家族の看護や介護が要因で不登校などにつながっている事案の報告は上がっておりません。しかし、ヤングケアラーの存在が確認された場合において、そのことが不登校や勉学の妨げといった子供の人権を侵害するようなおそれがある場合には町として速やかに対応する必要があるため、令和4年度から新設された子ども家庭総合支援拠点とスクールソーシャルワーカーや児童相談所等関係機関との一層の連携強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、今、方向性はお伺いしました。そういった中で町の支援強化策について質問させていただきますけども、1つはですね、今答弁がございましたように「町ではそういったヤングケアラーといった事案の報告は上がってない。状況がつかめてない。」と、そういった内容だと思うんですけど。

この問題ですけど、実は先ほども私が述べましたように、特筆的にはですね、表に出ないような環境情勢にあると。本人たちが自覚してないとか自認してない。で、周りも知らないという状況なので表立って出てこないし、アンケートをとってもその辺りに子供たちの目が行っているとは非常に言いづらいのではないかなと思うわけですね。そういう意味で、国からの財政支援もあることでありますし、早期発見策として町独自の実態調査はいかがかと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

現在、町内の小中学校では定期的に生活アンケートを実施し、ヤングケアラー等の把握に努めております。しかし今、議員がおっしゃられたような表に出てこない部分につきましては今後、必要に応じて独自のアンケート等を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

学校でのアンケート調査もある程度の状況は計り知れるかなと思うんですけど、こういったひもづけの予算を出してくれるということでもありますので、できましたら今こういった話題になっている子供たちを支援する状況というのは町全体で支える意味、また見守るという意味——観点から、しっかりと状況を把握する必要があるかなと思います。

なおですね、早期発見策の1つとして現在、芦屋町はスクールソーシャルワーカーを1名でありますけども配置していただいております。大変、1名なので非常にですね、中学校から小学校、そういったところを計画的に回っていただいて、家庭に訪問していただいたり関係機関とつなげるようなお仕事、大事な——重要なお仕事をされております。

実はですね、このスクールソーシャルワーカーの配置状況をちょっと見てみますと、先日、愛知県の岡崎市が今回のヤングケアラー対策の関係で、対応について記載がありました。今のところ7名～8名ぐらいのスクールソーシャルワーカーを配置してるみたいですけど、今回こういったヤングケアラー対策関係でスクールソーシャルワーカーを4名増員したと。そして11名体制になったという話を書いてあります。なお、今後も増員をしていきますよという方針を打ち出しております。各学校に1名ずつ配置していただきまして、回るということで。

この岡崎市は芦屋町とすると、行政の規模を考えますと人口が38万人ということで比較には

ならないんですけども、そういったスクールソーシャルワーカーを配置して子供たちに寄り添うような体制づくりをしようという、その前向きな考え方が非常に私はいんじゃないかなと。まあ、1名で御苦勞されてるところがございんですけども、私も一般質問の中で後継者づくりの意味から、または対応に関してですね、適切な対応が取れるようなスクールソーシャルワーカーの配置が必要じゃないんですかということで一般質問をさせていただきました。

こういった事案もありますし、今回ヤングケアラーの問題もございしますので、これについて増員の検討はされないのかどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

現状として芦屋町ではスクールソーシャルワーカーを増員する予定はございませんが、今後、ヤングケアラーだけでなく虐待等の事案の発生状況などにより、必要に応じて教育委員会等関係機関と協議を行ってまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

次ですけども、次はですね、相談窓口の充実です。今回、先ほど課長の答弁の中にも何回も出てきてますけど、総合の相談窓口を設けて虐待関係とかですね、今まで虐待が非常に話題化しておりましたし、重要な問題でありますので、我が町では積極的にですね、そういった相談窓口を設けたよということでもあります。

しかしながら、今回スクールソーシャルワーカーについての支援をそこでやるというようなものは、明確に周知徹底されてないわけですよ。これに関して、やはり皆さんにそういった相談窓口として、「ヤングケアラーの支援についても相談に乗るんだよ。」という、何か明確な打ち出しをしないと非常に分かりづらいと。相談窓口の充実についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋町におきましては、令和4年度から健康・こども課内に子ども家庭総合支援拠点を新設し、ヤングケアラーの状況につきましても、先ほど申しましたスクールソーシャルワーカーや児童相

談所等関係機関との情報共有会議を定期的に行っております。

また、ヤングケアラーの相談につきましても同支援拠点で対応するため、その周知ですね、まず広報等を通じて、その周知を徹底して適切に対応できるよう担当職員のスキルアップ等に努めてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはりそこはですね、相談窓口が設置されておまして、先進地のこういった窓口ですけども、徐々に充実されてくると。特に北九州市がもう既にそういった相談窓口をしっかりと設けると。また先ほどの岡崎市でありますけれども、若者支援センターを充実させるという話がございます。

最後に、時間がなくなりましたので、政府は連携の1つの手段としてマニュアルを提示しております。それからコーディネーターを配置するようになっております。そういうことで、できましたらですね、やはり今話があったように、関係機関との連携プレーをやるコーディネーターをやっぴり配置していったほうがいいんじゃないかと私は思うわけです。これにつきましてもしっかりと調整をしていただきまして、できましたら、これ佐野市がですね、栃木県で初めてコーディネーターを導入しております。そういうことで、みんなで見守りをやりたいと思います。

子供一人一人が思い描く人生を歩めるよう寄り添う子供の支援を求めまして、私の一般質問はこれをもって終わらせていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。まず、インボイス制度について伺います。

2019年10月に消費税が10%に増税され景気の低迷が続く中、新型コロナウイルスの感染拡大により中小企業の売上げはさらに落ち込み、深刻さを増しています。消費税は売上げにかかった税額から仕入れにかかった税額を差し引いて納税する仕組みですが、2023年10月から導入されるインボイス制度実施に向けて、昨年10月からインボイスの発行事業者の登録申請が始まりました。

インボイス（適格請求書等保存方式）とは税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものです。このインボイスと呼ばれる伝票を基に、消費税の納税額を計算する仕組みがインボイス制度です。現行の帳簿方式では、課税売上が1,000万円以下で消費税の納税が免税されている免税業者から課税業者が仕入れをしても、仕入税額控除ができます。しかし、2023年10月に納税額の計算方法が適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げに係る消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうこととなります。

そもそも免税業者は税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、課税業者は免税業者からの仕入れをやめるなど、免税業者は取引から排除される心配があります。あるいは、単価の引下げを求められることや課税業者になるように要求され消費税の納入が必要になるなど、免税業者は廃業の危機に瀕することとなります。免税業者は個人事業主も含まれます。零細の飲食店や建設業の一人親方、農漁業者など幅広い事業者が影響を受けることとなります。そこで伺います。

1点目、インボイス制度の影響をどう見ているのか。また、1,000万円以下の免税事業者はどのくらいいるのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

インボイス制度の影響をどう見ているかについて答弁いたします。

インボイス制度の概要につきましては議員が述べられたところと一部重複する部分もございますが、国は2019（令和元）年10月に10%への消費税率引上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入いたしました。それに伴い、国は8%と10%の複数税率制度での適正な課税を行うため、2023（令和5）年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入するものでございます。

インボイス制度が導入されますと、消費税の課税事業者は免税事業者から行った仕入れに係る消費税については仕入税額の控除を受けることができないため、税負担が増加することが考えられます。また、免税事業者は適格請求書、つまりインボイスが発行できないため、課税事業者から取引条件を見直しされる可能性があります。インボイス発行事業者への登録申請の受付は2021（令和3）年10月1日から既に始まっており、インボイスの発行を希望する事業者、特に免税事業者におかれましては、税務署に消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者への転換や登録申請を検討する必要があると考えます。

また、1,000万円以下の消費税免税事業者数については、町では把握することができません。令和3年度個人住民税における収入で営業収入がある方は586人で、そのうち1,000万円以下の方は481人です。また、農業収入がある方は35人で、そのうち1,000万円以下の方は24人です。この数字は消費税の免税事業者数ではございませんので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

内閣の消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の資料を見ると、インボイス導入後への事業者の不安を収めようとして、インボイス導入後も経過措置があるから大丈夫だと説明していますが、初めの3年間はインボイスがなくても8割の仕入税額控除ができますが、その後3年間は5割の控除です。経過措置はありますが6年後には全面実施になります。影響を多少は遅らせることはできますが、最終的には税額控除は一切できません。また、販売先が消費者や免税者、簡易課税者ならインボイスは不要だと政府は説明しています。

消費税の納税額の計算は、年間売上が1,000万円以下の小規模な事業者については消費税の納税が免除されています。ですから、納税額の計算も不要です。年間売上が5,000万円以下の場合は簡易課税という方式を選択できます。仕入税額控除を実際の仕入額から計算するのではなく、消費税で定められたみなし税率で計算します。みなし税率については小売業が8割、製造業が7割、飲食店が6割、サービス業5割などを乗じて計算する方式です。簡易課税を選択していない課税業者は本則課税といって、売上額と仕入額から納税額を計算します。同じものを仕入れても本則課税ではインボイスが必要ですが、簡易課税であればインボイスを必要としません。

ほかにも、自動販売機による販売や切手を貼ってポストに入れる場合の郵送料、鉄道、バス運賃など、紙のインボイスをやり取りするものが難しい取引形態ではインボイスの対象外となります。取引先がインボイスを必要とするかどうか分からず、経済取引に大変な混乱を招きます。インボイスが発行できないからといって一方的に取引を打ち切ったり、消費税分を丸々値引きすることは優先地位の乱用として独占禁止法で規制されているからできないとも説明していますが、双方の合意という形を取れば独占禁止法の制限外になります。政府が不安の火消しに躍起になっているのは、逆に言えばそれだけインボイスが事業者に負担をもたらすものであるという証拠でもあります。

日本米穀商連合会は「インボイスは平時につくられた制度。コロナ禍のこの時期に実施するのは許せない。」とコメントしていますし、日本商工会議所や中小企業団体中央会などの官製商工団

体も、凍結、見直しの声を上げています。日本商工会議所の調査では、インボイスが導入されれば4%の事業者が廃業を検討しているということが明らかになりました。

それでは、何人いるのかということではですね、1,000万円以下の方が481名、農業収入が24名ということですが、この全ての方々がインボイスの対象になるわけではありません。インボイスの対象となるのは商店や町工場の自営業者、大工の一人親方、個人タクシー、ホステス、ヤクルトの配達員、電気やガスの検針員、最近増えているウーバーイーツなど、実際には非正規労働者と同じような勤労形態であっても、雇用契約によらない場合は事業者になります。農業者や漁業者は農協や漁協が販売の委託を受けて行い、市場に出荷する場合は無条件委託かつ共同計算方式によりインボイス発行は免除されます。しかし産直センターや事業所、スーパーなどと取引する場合はインボイスが生じます。

全国に70万人いるというシルバー人材センターの会員もこの事業者になり、問題となっています。与える影響は、税金額としては200億円、1,300か所ある人材センターが約1,500万円の影響を受けるといいます。シルバー人材センターの会員さんはですね、大体1人40万円ぐらいの収入ですので、これを簡易課税で計算しますと約2万円の納税が発生するというようになります。そこでですね、周知の問題を伺います。

事業者の中に混乱が予想されるが、相談窓口の設置が必要と思うがどう考えるのか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和5年10月より開始されるインボイス制度に関する相談窓口につきましては、芦屋町商工会が今年7月と9月にインボイス及び電子帳簿保存法対応セミナー講習会を開催する予定となっております。この講習会は事前申込みが必要ですが、会員・非会員を問わず参加できるものとなっております。7月号の広報でもお知らせをする予定としております。なお同様の講習会は、制度の開始に向けて今後も定期的に開催していく見込みであると伺っております。また、税務署においてもインボイス導入に関する説明会が月1回程度開催されており、今後も継続される見込みと税務署からも伺っているところでございます。

町としましては、インボイス導入に関する情報や事業者の方が参加できる説明会などの情報を適宜提供していくとともに、問合せ先の御案内など制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

インボイスのですね、影響は多くの国民に及び、フリーランスなんかも入りますので、これらを含めると約1,000万人が対象になるというふうに言われています。で、今年の2月の時点でですね、登録者がですね、約20万人ということで現在もう少し増えていると思いますが、そういった点ではですね、相当な方がまだ登録をしていないという、「分からない。」「知らない。」という、そういったところなんです。事業者の中に混乱が起こらないように町内事業者への制度への周知説明会を行い、必要な対応、そして役場にですね、ぜひ相談窓口をつくることを求めます。

それでは3点目のですね、町の企業会計への影響は考えられるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

公共下水道事業会計への影響といいますと、町が徴収しています井戸水分の下水道使用料をインボイス対応ができるシステム改修に要する費用が発生するということとなります。

また、事務処理に関することは現時点で特段の影響はないものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

ボートレース事業会計もインボイス制度に対応する必要があります。ボートレース事業の会計システムは平成28年度に導入しており更新を検討する時期であるため、システム改修ではなく令和5年度にインボイスに対応している新たな会計システムを導入したいと考えています。

事務処理については導入時に入力作業などが多少煩雑になることは考えられますが、その後は定例的な事務に移行していくものと思っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくですね、このインボイス制度の導入によって町が発注する工事や役務、物品納入などにおいて、今まで入れられていたのが入れられなくなるような事業者が出ないようにですね、ぜひですね、その点はしっかり守っていただきたいというふうに思います。

それでは先ほども言われましたけど、このインボイス制度の導入によりですね、システム改修が必要になりますが、その時期と金額はどのくらいになるのかをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

下水道使用料システム改修業務委託料としまして、本年度の令和4年度に121万円の予算を計上しております。また、具体的には7月頃に発注をかけて年内をめどにシステム改修し、本稼働である来年度10月に向けて試運転をしていく手はずとしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

ボートレース事業のほうは現在検討中ですので金額はまだ出ていませんが、前回の更新時にかかった費用が約600万円でしたので、同額程度は必要ではないかと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、分かりました。

それではですね、4点目の、町長は会社の経営者の経験からインボイスの導入をどのように考えるか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の御質問ですが、この問題はですね、国でもう、川上議員は共産党で、各党の自民党、公明党、国のほうでさんざん論議されて決定されて今日まで来てるということですね、それで皆さんも今日、議員の皆さん方もそうでしょうが「インボイスって大体何か、これは。」とか言ってますね、というような話になろうかと思うんですが、ただ、今ずっと話が出ておりますように、我が町芦屋町でもやはり関係する業者がたくさんいらっしゃいます。それにはどういう、町として手助けができるかということであろうかと思えます。

それで課長が先ほどからるる申し上げましたように、事業者の皆さんにしっかりと正確な話、それからどう取り組んでいいかということですね、何度か研修会とか勉強会とか、そういうことで町としての責任は果たしたいと思っておるわけでありまして。やはり1番しっかり商売人の方の指導をしていただかなければならないのは、やはり商工会であろうかと思っております。

す。商工会、税務署など関係機関と連携しながら制度の正確な周知、事前準備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

このインボイスに関してはですね、いろんな団体からも国に対して意見が上がってまして、議会からも242件の意見書が——凍結・廃止の意見書が上がってます。福岡県も11市町村と、福岡県議会自体もやはりこれは地元の商工者に対して大きな影響があるということで、凍結のですね、意見書を上げています。

先ほどのですね、課長の答弁でもあったように、課税事業者は税負担が増加すること、免税事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引条件を見直されることが考えられます。そして、取引先は仕入税控除額を計算するときにインボイスに記載された消費税額を合計して計算し、その計算が正しいことを証明する証拠として受け取ったインボイスを7年間にわたり保存する必要があります。また、事業者のほうは税務調査があれば見せられるようにインボイスの控えを7年間保存しなければなりません。こういったふうにですね、やっぱり複雑な実務があります。

特に私がね、怒りに思うのはシルバー人材センターの件なんですけど、シルバー人材センターもやっぱり大変な状況になるということで国会でも追及されたんですけど、これに対してですね、政府は会員に負担がかからないように発注者の地方自治体に適正価格の設定を要請したということで、消費税とかインボイスによって取られて実質的に減ってくるから、その分は地方自治体が負担しなさいという、そういったことをね、国会で答弁しているということで、本当にもう地方自治体にですね、こういったことをなすりつける形ということで、本当にこう、先ほども言いましたように地方自治体からもですね、多くの意見書が上がっているというふうに思います。やはり、私は今からでもですね、この町民を守る立場からすればですね、インボイス制度にですね、反対の声を表明すべきだということを申し上げて、この質問を終わります。

続いて、加齢性難聴の補聴器購入助成について。

年を取ると耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴は日常生活を不便にするだけではなく社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになりました。耳が遠いことは目に見えない障害です。軽く考えがちですが、難聴への対応を個人任せにせず社会的に取り組むことが必要になっています。

2012年に政府が策定した新オレンジプランでも、難聴等が認知症の危険因子とされている

ことや、難聴の早期診断・早期対応により補聴器を装用した活発なコミュニケーションが発症予防につながる可能性が示唆されています。また、2017年に開かれた認知予防のアルツハイマー病協会国際会議では、認知症の修正可能な心リスク要因の1つに難聴が挙げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながることも指摘されています。

国の制度としては障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があります。しかし、聴力が70デシベル以上の重度・高度に限っており対象者も僅かで、約9割の方が自己負担で補聴器を購入しています。国の制度から外れた中等度の難聴者を対象にして補助制度をつくる自治体が増えています。多くが2万円～3万円の現金給付です。補聴器は30万円～40万円のものが多いのですが、「補助があればそれでも助かる。」と喜ばれています。

芦屋町でも医療の観点から補聴器購入助成を行うべきではないですか。これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補聴器購入助成制度について御回答させていただきます。

加齢性難聴により高齢者が家族や周囲の方とのコミュニケーションをとることが難しくなると、社会参加にも自信がなくなり家に籠もりがちになることなどが考えられ、このことにより認知機能が低下し、うつ病や認知症の要因になっていることが国の研究等により判明してきております。しかし、議員御指摘のとおり補聴器に関する国の制度としましては、障害者総合支援法の補装具費支給制度しかございません。

現在、この制度に該当しない方を対象とした助成制度を策定する自治体が全国で少しずつ増えており、福岡県内では田川市が助成を行っております。田川市に助成制度の活用状況を確認しましたところ、年間でごく僅かな申請状況と聞いております。あまり活用されていないなというふうな印象を受けました。

補聴器を使用することは、高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸にもつながると思いますので、国において認知症予防につながる対応策として広く啓発するとともに全国統一の公的支援制度、こちらを創設すべきであるというふうに考えます。よって、県を通じて国に要望を行ってまいりたいと思います。

なお、町の助成制度の創設につきましては、国や県の施策の動向について注視してまいりますとともに県内他市町村の状況等を情報収集し、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

補聴器購入費助成をしている自治体は全国で50区市町村あり、特に東京都5区、1市1村が助成をしています。港区では助成の対象が60歳以上で、助成額は上限13万7,000円を行っています。現物給付を行っている自治体もあります。補聴器の耐用年数が約5年、耳の状態が変わることもあるということで、最初の交付後5年を過ぎれば再度申請が可能な自治体も生まれれており、購入費助成制度が広がっています。

補聴器を購入した方の話を伺うと、補聴器をつけることで今まで聞こえなかった声が聞こえるようになり、うるさいと感じたり雑音と感じたりして、つけない方も少なくありません。眼鏡と違ってすぐにくっきりと見えるものではなく、何らかの聴覚トレーニングを行い、ノイズの中で言葉を聞き取る能力が高くなり、記憶力も注意力もよくなることが分かっています。こうした調整を行う専門家が認定補聴器技能者です。個人差はありますが3か月くらいのトレーニングで装着ができ、違和感がなくなってくるそうです。このように補聴器を上手に使いこなすには専門のフォローが欠かせません。

認知症予防の観点から、町で補聴器相談医や認定補聴器技能者に相談できる体制づくりが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の補聴器に対する相談対応の支援ということでございますが、月に2回、第2・第4月曜に役場4階の会議室にて補聴器業者による巡回相談を行っております。既に補聴器を持っている方に対しましては、現在使用している補聴器の軽微な調整や本人に合っているものなのかの相談対応をしております。補聴器を所有していない方に対しましては簡易な検査をして、必要性がある方に対しては耳鼻科の案内などを行っております。利用者は毎回2人から1人の利用者があるというふうに聞いています。巡回相談の広報につきましましては、広報あしやの暮らしの情報カレンダーに掲載し、毎月周知を行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは最後に町長に伺います。

加齢に伴うほかの障害や疾病に対する公的支援は、白内障では眼内レンズが保険適用されてい

ます。入れ歯にも保険適用されています。介護保険では、足腰が不自由になると歩行器、歩行補助杖などが1割負担で給付されます。補聴器だけが、重度の難聴者以外は全額自己負担なのです。補聴器への給付など加齢性の難聴への支援については国による公的支援を設けることが本来必要ですが、国の対策をまつだけではなく、高齢者の社会参加を促進し介護予防に力を入れる芦屋町においても、幾つかの自治体が行っているように独自の支援策を設けるべきではないでしょうか。

令和4年第1回臨時会で、芦屋町アピアランスケア事業の予算が計上されました。がん患者等の治療に伴う心理的負担を軽減し、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図る患者への思いをはせた施策として評価するものです。同じように加齢性難聴者への補聴器助成を町でも行うべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今日はいろいろな、目とかね、いろいろな補助金の要求があっておるわけですが、いずれにせよですね、これは先ほどから言われましたように、必ず先行でやる自治体、そうでなく様子を見るとかですね、財政問題とかいろいろな形の中で凸凹が必ずできるわけですが。

先ほどから課長がですね、るるいろいろ議員の質問に答えておりましたとおりでありましてですね、福岡県でも田川市だけということで、それもその次の応募というのはないということで、やはりこのことについては、やはり議員も言われましたように国の施策としてですね、しっかりこの高齢化社会で楽しく生活していくためには、やっぱり国の施策としてしっかりやってもらわなければならないと思っております。これは恐らく、多くの国会議員それから全国に県議員がいらっしゃいますが、国・県の議員さんたちも同じような考えであろうと思えます。

近々そういうような国や県の動向がはっきり見えてくるのではないかと、それを注視したいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、11時15分から再開します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様おはようございます。6番、本田、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

人生100年時代の到来を準備するかのような高齢者の就労方法が、様々な分野で議論されています。会社の定年退職等のきっかけで地域に戻ってきた個々人の培ってきた知識や能力を地域社会で活用することは、貴重な人材活用の有効策であると考えます。また、不足していると言われている地域のリーダーとなるべき人々の人材育成についても、各企業等で活躍された高齢者の方々の活用方法によっては、地域リーダーとしての発掘の選択肢の1つにもなるかと考えます。

皆様御存じのように2021年4月1日から70歳までの就業確保が努力義務化され、今年の4月からの年金の大改正では、60歳以降に働く人が意欲を持って勤務できるように年金減額基準額が引き上げられたり年金繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げたり等々の変更がありました。60歳以降の働き方が大きく変わり、働く場所の選択が広がっています。言葉を少し換えて言うならば、いつまで働いていつから年金をもらうか自分で決める時代がやってきたといった、年金のオーダーメイドの感じすらあります。年齢を重ねた方々が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりのためにも、働き方改革に対応する必要もあるかと思えます。そこで質問をいたします。

要旨1、芦屋町は高齢者の就労に対する取組をどのようにされていますか。また、福岡県内には60市町村があり、シルバー人材センターに関わる54市町村が存在します。芦屋町はどうして関わっていないのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町における高齢者の就労に関する取組について御説明いたします。

まず、直接的な取組としまして高齢者能力活用事業を行っております。この事業は働く意欲を持っている健康な高齢者がその経験能力や希望を生かし、働く機会を確保することによって生活感の充実、福祉の増進、ひいてはその経済力、社会的地位の向上を図ることを目的としております。なお、事業の運営に関しましては、社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会に委託して行っております。

次に、間接的な取組としまして町のホームページや広報あしやの記事掲載などを通して、福岡県が設置する福岡県生涯現役チャレンジセンターをはじめとする高齢者の就労を支援する関係機関の窓口や、セミナー開催情報などの周知を行っております。

シルバー人材センターについては議員御指摘のとおり、福岡県内60市町村のうち54市町村

が単独または広域での運営を行っており、芦屋町におきましても過去にシルバー人材センターへの移行を検討いたしました。検討結果としましては、高齢者能力活用事業の運営委託であれば社会福祉協議会が既に組織としての人員体制が整っているため、住民からの依頼や高齢者の登録などを取りまとめる管理人を確保すれば事業実施が可能ですが、シルバー人材センターへの移行となると公益社団法人の新たな設置となり、事務所の設置など組織体制の整備から必要となります。その体制整備に係る管理費や人件費も高額となり、福岡県シルバー人材センター連合会から補助金を受けることが可能にはなるんですけども、町からの補助金支出も大幅な増額となります。福岡県シルバー人材センター連合会と意見交換した結果、「芦屋町の人口規模や高齢者数からも、シルバー人材センターの設置は効率的にもよくない。」との意見もいただきました。費用対効果等を総合的に判断し、過去に見送った経緯がございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。

現在、高齢者能力活用事業で勤務する方の御年齢は何歳から何歳まで募集をされ、募集方法及び全体で何名の方が在籍されているのか、またどのような仕事内容があるのか、ホームページは見ましたけれども確認を含めてお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町高齢者能力活用事業実施要綱の規定では、就労者の要件を「町内に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲を持っている方」としております。実際に就労を希望する方については、あらかじめ社会福祉協議会に登録を行っていただいています。

登録者の募集に関しましては広報あしやのほか社協だよりの紙上で募集記事の掲載を行っており、令和4年度の状況としまして60歳から最高は90歳の方まで、計54名の方が登録されております。また、具体的な仕事内容としましては、役場庁舎の清掃業務や公園を含む町有地の植樹管理・除草作業などの委託を受けております。個人宅の樹木剪定やふすま・障子の張りかえなど、多種多様な分野で活躍されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。

高齢者能力活用事業とシルバー人材センターとの相違について、どのようなメリット・デメリットがあるのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者能力活用事業のメリットとしまして、町の事業であることから低価格で地域の方々に利用していただけることです。また、事務局人件費等については町からの委託料で賄われていることから、事業収益のほとんどが就労者に分配されていることが挙げられます。また、町が支出する費用が抑えられるメリットもあると思います。デメリットとしましては、町が発注する業務の受注割合が高く民間の業務に注力することが難しいため、サービスの多様性などの面で民間企業に劣るところもあるかとは思いますが、

シルバー人材センターのメリットとしましては、独立した事業者として労務単価や諸経費率を自由に設定できることです。また、町内での登録者数が減少した場合でも、横のつながりとして近隣市町村のシルバー人材センターから人材派遣を受けることができ、柔軟な対応が可能になります。さらに、福岡県シルバー人材センター連合会から新たな仕事の種類開拓のノウハウ、こちらを受けることも可能かと考えます。デメリットとしましては、新たな法人設立のため維持管理経費が増大することです。また就労者側のメリットとしてお話しましたが、労務単価を自由に設定できるようになり、仮に単価を上げた場合には維持管理経費と合わせて経常的な支出が増大するため、料金を払ってサービスを利用する側、つまり一般住民の方の金銭的負担の上昇が考えられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今の御回答の中でデメリットについてもかなりの数を御回答いただいたわけではありますけれども、県内市町村の9割がシルバー人材センターに関わっている現状から、近隣市町村と連携しているなど地域の利用者、勤務されている方の双方にとってデメリットよりメリットのほうが大きいのではないかと考えますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

近隣のシルバー人材センターとの連携につきましては先ほどメリットでも説明しましたが、他地域のシルバー人材センターとの相互の人材派遣の可能性が増えることなどから、安定的な業務提供や就労につながる事が考えられます。また、福岡県シルバー人材センターのノウハウにより、新たな業務開拓の可能性が広がることも大きなメリットであるというふうには考えます。

また、勤務されている方の視点での業務単価のアップですね、こちらは就労者の処遇改善のメリットとしては大変大きいと考えますが、反面、利用者側からの視点では費用負担が増大するなどのデメリットとなり得ることも想定されます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の4に移ります。

今後、高齢者の多様な能力を幅広く活用するために、処遇改善の意味合いから登録人数を増加させたり仕事内容に幅を持たせたり、町民のニーズに応えることがさらに必要と思いますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

様々な経験やスキルを持った高齢者の方に就労者として登録していただき実際に活躍していただくことが、仕事内容に幅を持たせ、ひいては就労者はもちろん事業を利用する住民にとっても事業の魅力向上につながるものと考えております。今後、事業委託先である芦屋町社会福祉協議会ともですね、協議を行い、仕事内容の拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターへの移行に関しましても、手法としましては芦屋町単独での設置、近隣自治体でのシルバー人材センターとの共同設置などが考えられます。福岡県シルバー人材センター連合会などの関係機関や近隣市町村の取組状況など、芦屋町に適した高齢者の方の就労支援の方策について今後、調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほどの回答の中に、福岡県シルバー人材センター連合会と意見交換した結果、芦屋町の人口

規模や高齢者数からもシルバー人材センターの設置は効率的によくないとの意見もあり、費用対効果を総合的に判断し見送った経緯があったとのことでしたけれども、時間の経過とともに仕組みや制度などに追加や変更があったりなど、1つの仕組みを取り巻く様々な要因の変更もあるかと思えます。そこで現状では、再度働く人にも利用者される方にも、町にとってもどのような効果があるのかを検証していただき、その結果をもって再検討していただきたいことを提案して、次の質問に移ります。

件名の2です。地域包括ケアシステムを厚生労働省のホームページから見てみますと、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上の人口は現在3,500万人を超えており2042年には3,900万人でピークを迎えますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため厚生労働省においては2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指すなど様々な高齢者対策が記載されていますが、その中から自助・互助・共助・公助について芦屋町の現状をお聞きします。

要旨の1、芦屋町の公助と、地域が行っている地域社会における互助の重要性についてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

では、お答えいたします。地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助の違いと役割について、確認の意味を含めて説明させていただきます。

まず自助ですが、これは日頃の健康管理や自費で賄える民間サービスの利用など、自分の生活をより豊かにするために自分でできることは自分でやるということです。次に互助ですが、家族内での助け合いのほか自治区や老人クラブなどの地域の住民組織、ボランティア団体による住民相互の助け合いのことで、ごみ出しや買物支援など日常生活上の支援のほか、災害時の避難行動要支援者への避難支援などの取組が該当いたします。その次の共助は、互助と同じく人々の助け合いのことを指しますが、互助との違いとしまして助け合いの仕組みがより大きな枠組みで制度化されたものと捉えることができます。介護保険制度のように、みんなで保険料を出し合い、介護を必要とする人に介護給付費を支給して負担を軽減する仕組みなどが該当いたします。最後

に公助ですが、これは行政が直接住民を支援することです。例としまして、町が実施する配食サービス等の各種福祉サービス事業の実施や県が所管する生活保護制度など、公費で賄われるものがこれに当たります。

平成12年に介護保険制度が導入される以前、高齢者が施設に入所するには、現在のように契約による入所ではなく行政による措置入所が基本であったことなどからも分かるように、福祉といえばこれまで公助や共助がそのほとんどを占めてきており、現在でも住民の生活の安定を守るためには公助は欠かすことができないものです。その一方で、先ほど議員の御発言にもありましたように少子高齢化が進行するにつれ、公費負担による公助だけでは増大する社会保障費を現役世代が支え切れなくなることは明白でございます。地域における住民相互の助け合いである互助の重要性は、ますます高まっているものと感じております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。

地域力を高めるには自助・互助・共助・公助のバランスが必要と思います。御近所の助け合いやボランティア活動などは、安心感のある安全な町にもつながります。高齢化から超高齢化社会に向かう中で、今後は多様な能力を持った高齢者の方が多く地域社会に存在するようになります。そこで、芦屋町で地域を支える互助の団体と関わりはどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地域を支える互助の団体としましては様々な団体が活動されておりますが、特に高齢者の支援に関わっている団体と町の関わりについて御説明いたします。

まず芦屋町老人クラブ連合会についてですが、この団体は芦屋町の地域ごとの老人クラブ14団体、500人を超える会員によって構成されており、高齢者自らが取り組む健康・友愛・奉仕を基本として活動されております。町はこの団体の活動に対し活動経費の一部を支援するとともに、団体主催のイベント等の開催に当たり職員による開催支援等も行っております。

次に芦屋町手をつなぐりボンの会についてですが、この団体は様々な分野の福祉活動を行う6つのボランティア団体、200人近い会員によって構成されております。構成団体のうち八朔の会につきましては、先ほど公助の説明の際にも取り上げた町の福祉サービスの1つである高齢者等配食サービス事業において、町が芦屋町社会福祉協議会に委託している事業に対し、調理や配

送など多大な御協力をいただいております。町としましては福祉分野のボランティア活動の一助となるよう、芦屋町社会福祉協議会を通してリボンの会の会員が参加する研修等の費用の一部を支援しております。

次に、あしや助けあい・支えあいの会、通称あしたの会ですが、この団体は平成30年3月に設立された比較的新しいボランティア団体です。設立の経緯としましては、会員同士の助け合い事業を模索していた芦屋町老人クラブ連合会事務局と、高齢者等への生活支援サービスの立ち上げのきっかけを探していた町の方針が一致し、さらに芦屋町区長会や芦屋町民生委員・児童委員協議会の賛同を得て、町の委託を受けて配置されている生活支援コーディネーターを中心とした芦屋町社会福祉協議会が取りまとめを行ったことがきっかけであります。会員相互の支え合い・助け合いのために、住民の住民による住民のための福祉、こちらを基本とし、有償でのボランティア活動を行っております。町から金銭面での支援は行っておりませんが、公的サービスで対応できない困り事を抱えた方への会の案内を行っているほか広報あしやで会の活動を取り上げるなど、会員数の増加に向けた支援を行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、地域を支えていただいています互助団体のことについて御回答いただいたわけですが、人生100年時代に向けた元気な高齢者の会として、平成30年3月に設立をされた比較的新しいボランティア団体である高齢者の共助を実施されている、あしや助けあい・支えあいの会、通称あしたの会について少し詳しい活動内容をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

あしたの会の活動内容としましては、独居の高齢者のごみ出し支援、室内の清掃、電球交換から見守りも兼ねた話し相手など、多岐にわたって独自の活動を展開されております。あしたの会は、利用会員・協力会員・賛助会員の3種類の会員から構成される団体です。

利用会員は年会費500円を払って会に登録し、公的サービスでは対応できない日常生活を送る上での困り事を1人当たり10分100円の対価を支払って協力会員に手助けしてもらいます。協力会員も年会費500円を払って会に登録し、支援を必要とする利用会員の手助けを行い、10分100円の対価を受け取ります。利用会員と協力会員の間利用調整や派遣人数の調整などは、芦屋町社会福祉協議会が事務局として取り持っております。なお、利用会員と協力会員に同

時に登録し、ある面では支援を受けつつ自分の強みを生かして誰かの支援をすることも可能となっております。賛助会員は会の活動方針に賛同した個人または法人で、一口500円から会の活動のために会費を納入しております。令和3年度末の会員数は、利用会員が50人、協力会員が49人、個人賛助会員が16人、団体賛助会員3団体、こちらは芦屋町区長会、芦屋町老人クラブ連合会、芦屋町民生委員・児童委員協議会となっております。

あしたの会の仕組みの中で特筆すべき点として、有償でのボランティア活動であるということが挙げられます。対価を払うことで利用会員も遠慮することなく支援を受けることができ、また協力会員の方も、安価ではあっても対価を受けることで支援活動に責任感を持つことができるという、双方にとってメリットのある仕組みであると考えます。また、会員相互の助け合いの精神が育まれることで、今は支援をする側の協力会員も将来、支援の受け手である利用会員に円滑に移行することも考えられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。

今後はさらに自助・互助の果たす役割は大きくなり、意識して取り組んでいく必要があります。人とのつながりが強い芦屋町では、互助である住民同士の支え合いの効果をいかにお考えかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

人生100年時代の到来、少子高齢化が進行する社会情勢の中で住民の福祉向上を図るためには、公助だけでは限界があることは明らかです。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、今後ますます地域のつながりや住民相互の支援が重要となります。また、近年多発している自然災害の脅威から高齢者をはじめとする避難行動要支援者を守るために、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援など、防災分野での地域の助け合いもますます重要になっていきます。町といたしましても地域交流サロンや自治区公民館体操などの支援、こちらを通して高齢者の健康に対する意識が高まっており、また、地域の高齢者同士のつながりが深まっているという手応えを感じております。

今後も自治区や老人クラブ連合会などの住民組織、あしたの会や手をつなぐリボンの会などをはじめとする各ボランティア団体、芦屋町社会福祉協議会などの関係団体と協力しながら、さら

に支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

たくさんの互助団体が芦屋町では御活躍されています。老人クラブ連合会、芦屋町手をつなぐリボンの会、この会は平成12年6月に結成され既に20年以上経過しており、この会の中には八朔の会、虹の会、芦屋町食生活改善推進会、めるへん、あしの会、芦屋手話の会と6つの会があり、比較的新しいあしたの会は、介護保険制度では対応が難しいものへの対応など介護職の専門家の参加もあり、芦屋町では困ったときに「助けて。」と言える人間関係や環境が整備されていると思います。

以前から、超高齢化社会では高齢者を支えるのは高齢者とも言われています。顔が見える距離感が芦屋町のいいところと思っています。芦屋町は、広報あしやに2か月に1度、高齢者支援係が「私たちの手で支えあいの地域をつくる」コーナーを設け、「人と地域がつながっていますよ」のメッセージを発信され、毎月の広報あしやを通して町民に周知されている内容についても各種団体の紹介や取組事項のお知らせなど、すばらしい地域づくりの一環になっていると思います。また、町民の方は困ったときには1人で考え込まずに、まずは担当部署に電話相談をされることも周知をされています。

今後も、町民の皆様がお互いに支え合う仕組みを町として継続的に支援をしていただくことが安全・安心のまちづくりの一環となり、住んでよかったと思える町になることを祈念して一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告書に従いまして質問してまいります。

件名1、選挙の投票率向上について。

来年の4月は統一地方選挙が行われますが、選挙でより多くの住民の意思を反映させるためにも投票率を向上させることは大切です。その中でも、投票率の低い若者に選挙への関心を持ってもらうことは今後の投票率向上につながるのではないかと考えます。そこで、次の点についてお

尋ねします。

要旨1、投票率の状況について。

前回の統一地方選挙から昨年の衆議院選挙までの、町の投票率の推移をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

平成31年4月の町議会議員選挙から昨年10月の衆議院選挙までに執行された4つの選挙の投票率、並びに郡内平均との比較などを交えながらお答えいたします。

まず、平成31年4月の町議会議員選挙の投票率は52.2%、本町を除いた郡内3町の平均は49.7%で、郡内での順位は1位でした。次に、令和元年7月の参議院選挙の投票率は47.5%、3町の平均は48.1%で、郡内では3位でした。続きまして、昨年4月の福岡県知事選挙の投票率は33.8%、3町の平均は32.3%で、郡内では1位でした。最後に、昨年10月に執行された衆議院選挙の投票率は56.1%、3町の平均は54.9%で、郡内では1位となっております。

以上が投票率の推移となりますが、現状、芦屋町の投票率は遠賀郡内では上位にあることがお分かりいただけると思います。また、芦屋町の特徴の1つとして、郡内他町と比べ町の地方選挙の投票率が突出して高いことが挙げられます。平成31年の町議会議員選挙の投票率は郡内3町の平均値より約10ポイント高く、平成27年に執行された前々回の選挙においては町長選挙が同時に執行されたことも相まって、約16ポイントも高い結果となっております。

これは少し乱暴な言い方かもしれませんが、町行政に関心がある人が多いイコール投票率が高いという整理ができるとすれば、現状、芦屋町の町民は遠賀郡内で1番町行政に関心がある方々と言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

先ほどと同様の選挙における、年代別の投票率の平均値をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

先ほど申し上げた4つの選挙の年代別投票率の平均についてお答えいたします。

まず、10代は33.1%、20代は34.1%、30代は39.6%、40代は42.8%、

50代は52.2%、60代は61%、70代は65.1%、80歳以上が47.4%となっています。傾向といたしましては、若年層が低く年齢が上がるにつれ投票率は高くなりますが、さらに高齢になると低くなっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、お話がありましたとおり芦屋町の投票率は郡内で1位と、とても投票率がいい。その代わりに若年層の投票率が低いというのが町の課題であるということが、今はっきり分かりました。

次、要旨2に参ります。投票率の向上について。

私が3年前に行った一般質問で、町は「投票日の臨時バスの運行と選挙公報のインターネット活用に対し、検討する。」との御回答をいたしました。その後、どのように検討されたのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

3年前の一般質問では町長・町議会議員選挙での対応を質問されたと思いますのでそれを念頭に、来年執行される町長・町議会議員選挙における選挙当日の臨時バスの運行について、まずはお答えいたします。

3年前の一般質問では、議員より「高齢者の方が安心して投票に行ける体制を整備するためにも、選挙当日に臨時バスを準備するなどの取組が必要ではないか。」との御意見をいただきました。これを受け、選挙管理委員会では巡回バスを選挙当日の日曜日に運行できないか調整したところ、当時の委託者から人材の確保が困難であるとの理由で運行は断念せざるを得ない状況でした。しかし、現在は委託者が民間業者に替わり人材確保の課題が解消され、別途契約を締結すれば日曜日の運行が可能となっております。このため、来年執行される町長・町議会議員選挙では選挙当日の日曜日に巡回バスを運行し、高齢者の方が安心して投票に行ける体制を整備していきたいと考えています。また、この件については町長・町議会議員選挙以降も継続していきたいと考えています。

次に、ホームページを活用した選挙公報の実施についてです。

これは町長・町議会議員選挙が告示日から投票日までの期間が6日間と短く、立候補者の公約等が記載された選挙公報が、遅い方では投票日の前日に届けられています。「昨今、期日前投票の割合が増える中、選挙公報を読んで投票していただくためにも、インターネットも活用するべ

きではないか。」との御意見をいただいております。この御意見を踏まえ、来年の町長・町議会議員選挙では通常の紙ベースの選挙公報の配布と併せ、町ホームページにも掲載していきたいと考えています。

これにより、インターネット環境が整っている方に限りませんが、告示日の次の日には選挙公報が確認できるようになります。ただし、選挙公報のSNSへの掲載は現状認められていませんので、当分は町ホームページのみでの掲載となります。また、国政・知事・県議会議員選挙分については芦屋町選挙管理委員会で編集等行っていないので掲載することはできませんが、候補者名等は分かるよう町ホームページにリンクを貼るなどの対応は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

選挙公報もホームページに掲載していただけるようですが、例えば高齢の方などホームページをなかなか見ることができない方もいらっしゃると思います。

そこで新たな提案として期日前投票所や庁舎の玄関、入り口にですね、選挙公報を掲示してはどうかと御提案させていただきます。小さな字だと高齢の方はなかなか見えません。拡大したものをですね、庁舎玄関等に掲示すれば、選挙以外で来られた方も選挙に対する関心を持てるんじゃないかと思います。この点についていかがでしょうか。御見解を求めます。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、拡大した選挙公報の掲示についてお答えいたします。

現在、期日前投票所の入り口付近に選挙公報を掲示・配架していますが、町長・町議会議員選挙の選挙公報のサイズは、町長候補者がB5サイズ、町議会議員候補者はB6サイズと小さいことは否めません。今後、期日前投票所の入り口付近の掲示物については、御意見のとおり拡大など対応していきたいと考えています。ただし、庁舎入り口についてはサイズ、固定方法等の課題がございますので、庁舎1階のスペースなどを活用し実施できればと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次に若年層ですね、若者の方の投票率を向上させるための施策をどのようにお考えかお尋ねい

たします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、若者への施策についてお答えいたします。

若者への取組については、現在「二十歳のつどい」と名称が変わった成人式の会場において投票を促すグッズを配布し、啓発を行っております。今年度からはこれに加え、昨年の衆議院選挙から来月の参議院選挙の間、18歳に到達した方々へ啓発チラシやグッズを送付し、来月執行される参議院選挙の投票を呼びかけようと考えております。また、来年度の統一地方選挙に向け、同様の取組を3月にも実施していきたいと考えています。

このほかにも、昨年度末から運用されている芦屋町公式LINEや今年度から運用を始めた九州朝日放送dボタン広報誌など紙媒体以外のツールも活用しながら、情報発信並びに啓発を中心に若者の投票率向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

若者への施策で今、啓発チラシですかね——を送られるというお話がありました。こちらで若者への施策について2点御提案があります。

まず1点目は、高知県室戸市選挙管理委員会で行っている選挙メッセージ事業についてです。これは中学3年生に、選挙年齢となる18歳の自分自身に向けたメッセージを書いてもらって、選挙年齢に達したときにこのメッセージを実際に本人に御郵送するという事業があります。審査結果の公表やメッセージは、市役所のロビーや市のホームページでも掲載されています。今、町は選挙啓発のチラシ等をですね、郵送するという事です。せっかく行う事業です。通り一遍の啓発チラシではなく、もっと工夫が要るんじゃないかと思います。

例えばですね、町長が直筆で手紙を書いて出すとかですね、何かやっぱり目に留まるものがないと、せっかく行う事業でもそれが効果として上がらなければもったいないと思います。その点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

貴重な御意見ありがとうございます。

現状、チラシやグッズの送付の準備っていうのはほぼ終わっておりますので、今年度につきましては先ほど申し上げた内容で実施してまいります。ただし、今後この取組を継続するに当たり、事業評価は行っていきたいと考えています。この評価の中で効果等を検証し、必要であれば改善してまいります。このため、議員からいただいた御提案につきましては、本取組を改善する際の1つの案として活用させていただければと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

どうぞ、よろしくお願いします。

2点目は山形県遊佐町の取組を御紹介させていただきます。山形県では18歳の選挙権適用後の国政選挙の投票率が3回連続で全国1位になっています。しかし、10代の投票率が県全体の平均を下回っているということで、山形県選挙管理委員会が独自で高校3年生を対象にアンケート調査を実施しました。その中で私が注目したのが投票行動と家族の関係です。山形県遊佐町では、「子供の頃に親と一緒に投票に行ったことがある」高校生は、「行ったことがない」高校生より投票率が10ポイント高いとアンケート結果から出ております。

令和3年1月に開催された県知事選挙で遊佐町はですね、子供の投票への意識づくりとして親と一緒に投票に来た子供にお菓子のくじを引いてもらう、そういった事業を実施したんですね。このように、投票行動と家族の関係に働きかけることは若者の投票率向上につながるのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

ただいまのですね、議員の御提案につきましてはおおむね賛同いたしますが、来年執行される町長・町議会議員選挙では、芦屋町選挙管理委員会が選挙の全てを取り仕切ることになります。国政や知事、県議会議員選挙とは異なり様々な準備や対応が必要であるため、町長・町議会議員選挙でこれらの対応は厳しいと考えております。

なお、ファミリーをターゲットとした啓発につきましては様々な方法があることは確認しておりますので、本日議員からいただいた御提案につきましては今後の投票率向上に向けた検討課題の1つとして賜り、生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

どうぞしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に今後のですね、若者の投票行動に働きかけるためには、若者の意見を町政に反映させる機会や選挙の理解を深めるための取組などが必要になってくるのではないかなと思っております。7月には参議院選挙も行われます。少しでも結果に結びつくよう、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次は件名2、農業者支援についてにまいります。

我が国の農業は農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は難しい状況に置かれています。この状況は芦屋町も同様で、次世代を担う新規就農者や後継者の確保育成は急務であると考えます。そこで、次の点についてお伺いいたします。

要旨1、芦屋町の農業者の現状について。

まず初めに、総農家数、農業従事者数、高齢化の状況についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

芦屋町の農業者の現状について、2020年（令和2年度）と2015年（平成27年度）に行われた農業センサスのデータを基にお答えいたします。

まずは2020年のデータですが、芦屋町の農家数は農業生産等を行う個人経営体が37、個人経営体の基幹的農業従事者、こちらが76名となっております。この基幹的農業従事者76名の年齢構成は、39歳以下が5名、40歳以上59歳以下が12名、60歳以上79歳以下が45名、80歳以上が14名となっております。うち65歳以上の従事者の方は48名で、全体の63.1%となっております。

次に2015年（平成27年度）に行われた農業センサスのデータを申しますと、農家数は44、基幹的農業従事者は87名、うち65歳以上の従事者の方は51名で全体の58.6%となっており、このデータから比較しますと2015年～2020年の5年間で芦屋町の農家数としましては7経営体の減少、農業従事者は11名減少し、65歳以上の従事者の方は4.5%増加しております。

このことから、芦屋町の農業者の現状としましては農家数は減少傾向にあり、基幹的農業従事者の減少と高齢化が進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次に、農業の担い手である後継者や、後継者不足により規模縮小する農家の状況についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

2020年の農業センサスにあります5年以内の後継者の確保状況では、法人を含む38経営体についてのデータとなりますが、「5年以内の後継者を確保している」が38経営体中17経営体となっております。なお、規模を縮小する農家数は令和3年度農地基本台帳補完調査の回答によりますと、2つの経営体が「規模縮小」と回答されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、農業支援についてお尋ねします。

まず、ここ数年で農業に関する御相談が何件ほどあり、どのような内容の御相談があったのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

直近の就農の支援等に関する窓口相談件数としましては、令和2年度と令和3年度の実績をお答えいたします。

相談の件数としましては令和2年度が5件、令和3年度が9件で、2年間の合計は14件となっております。内訳としましては、就農等に関する相談が8件、その他が6件となっております。

次に相談内容ですが、就農等に関する相談に関しましては農業を始めるために必要な条件や手続、支援制度などについてのお尋ねが多く、その他の相談は自身が計画している農作物等の芦屋町での栽培状況の確認や農作物の育成、販売の方法など経営に関する相談があつているところがございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、この御相談からですね、新規就農につながった件数をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

新規就農につながった件数ということでお答えいたします。

就農に関する問合せは過去2年間で8件ありましたが、うち2件は後継者として就農される方の相談でありまして、残りの6件が新規就農を考えている方の相談となっております。この6名の方については、現段階で芦屋町での就農には至っておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

御相談はあったんだけどつながらなかったと、その要因を町はどうお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

確かに直近の2年間で、相談後に芦屋町で就農された方の実績はございません。

新規就農につながらなかった要因につきましては先ほど御説明いたしました。相談の多くは農業を始めるために必要な条件や手続、支援制度などでございます。しかし、その相談の中で相談者より就農が困難となるような具体的な話は確認ができておりません。また、相談後にですね、就農を断念されたのか現在も検討中であるかは確認が取れておりません。よって、正確なことが把握できてないということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、新規就農者に対しての支援なんですけど、6月6日にですね、ホームページで新規就農者に対しての支援が出されています。町の支援策というのは、あの内容で全てですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

ホームページに掲載されている支援内容、あれは国の制度を周知するもの、町を通じてですね、申請を受け付けるもので、今ですね、掲載をしております。そのほかには機械導入等の支援もございます。第6次総合振興計画の中にもですね、農業次世代人材投資事業補助金や水田農業担い手機械導入支援というような支援策もございます。

ちょっと、ホームページにはまだ掲載できてない分も一部あるということでございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、ホームページのところは国の支援しか載っていないんだけど、しっかり新規就農者に対しての支援は行うという理解でよろしいですか。これ、町長のマニフェストでもありますよね。ですよね。御答弁求めます。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

担い手の支援につく支援策については、しっかり周知を行ってまいります。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次ですね、後継者の数、冒頭でも示されましたが、芦屋町でも後継者不足は深刻な状況です。農業従事者の方から話を伺ったところ「国の補助金制度の要綱は複雑で、要件が合わず制度を活用できなかつたりする。」との話がありました。しかし、定期的には買換えに必要な農業機械は600万円～700万円ほどするそうで、「経営をすごく圧迫するんだ。」というお話もありました。「やる気のある農業者が積極的に投資できるような、町独自の農業支援策を拡充してほしい。ぜひともお願いしたい。」という声があります。

町はですね、創業等促進支援事業を行って、このコロナ禍でも町内にお店が増えてます。これ、効果が出てると私は思うんですね。次は農業後継者、意欲のある方ですね、「農業をしていこう。続けていこう町内で。」そう思ってもらえるような情報発信、あと経済的な支援がもう絶対必要なんだと思うんです。芦屋町の農業を守っていかないとはいけません。この点について、どうお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

議員がお尋ねになってます課題としてですね、挙げられております、農業経営の安定化及び担い手や後継者の育成に係る支援は第6次総合振興計画にも掲げておりますが、取り組む必要がある重要な施策でございます。

先ほどもお答えしましたが、町では農業次世代人材投資事業補助金や水田農業担い手機械導入支援事業補助金などにより現在、担い手の支援を行っておりますけれども、近年では令和2年度に水田農業担い手機械導入支援事業補助金の申請が2件あり、機械購入時の支援を行っているところでございます。しかしながら、担い手への支援制度の活用件数は少ない状況でございます。件数の少ない理由としましては、対象となる要件のハードルが高く、条件を満たしていない場合や対象となる農業者が少ないことなどが考えられます。今後、補助制度の条件緩和や内容などの見直し、他町の取組なども参考に芦屋町の現状にあった、求められている支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、情報発信につきましては今以上にですね、農業へ興味を持ってもらえるよう情報発信の充実に取り組み、農業の魅力を伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の農業を守るためにですね、あと2分、町長どうお考えか一言よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

萩原議員のおっしゃられることも、ごもっともでございます。今まで芦屋町はですね、商業振興にはすごく力を入れております。そこで、やはり芦屋町は農業あり漁業ありということで、農業振興・漁業振興、何にお金がかかるかと言うと、やはり道具ですよ。漁業にしても農機具にしてもかなりの金額がかかるんで、県は少し出しますんですけど、それではとても追いつかないということで、今さっき課長が言った2件の方の農機具は芦屋町独自でさせていただいて、これをずっと漁業の方にも農業の方にもやっていただく。そしてそれが後継者につながるという、後継者が「じゃあ、やってみよう。」、「やろう。」という意欲を持つような形に持っていきたい

と思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひともですね、町長のマニフェストでもあります農業のほうをしっかりと進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

午後0時12分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に3番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。通告書に従いまして質問のほうを始めさせていただきます。

件名1、芦屋港レジャー港化の現状と今後の展望について。

先日のゴールデンウィークは、久方ぶりの制限なしの長期休暇を楽しんだ方も多いのではないのでしょうか。私も糸島、宗像、また今や飛ぶ鳥を落とす勢いの岡垣町など、海沿いの町をドライブしながら楽しんできました。共通して感じたのは、いずれも海岸線に多くの飲食店やショップなど気軽に立ち寄れるスポットがたくさん点在し、お客さんを誘致しているということです。新しいお店もどんどん増えており、どこも満員大盛況なイメージを受けました。これも官民一体のPRや事業所の努力ということが言えるのではないのでしょうか。

一方で芦屋町に目を向けてみると、海、夏井ヶ浜に続く海岸線、芦屋釜、芦屋ボート、おいしい魚介類など、ほかにも負けないたくさん魅力があります。しかしながら、いま一つ観光誘致につながっていない気がするのは皆様も感じるところではないのでしょうか。ゴールデンウィーク中の観光協会のレンタサイクルは延べ1,065台、わんぱく手前にある海浜公園駐車場からプール横の砂像展会場横まで満車が続いておりました。資料のほうを御覧ください。

ゴールデンウィーク中には、海浜公園だけでも5月4日・5日などは3,500名の方々が芦

屋町に来町してくれております。せっかくこれだけの人たちが来町してくれているのですが、うまく町内回遊につながっていない気がいたします。観光基本構想も本年度新しくなることですし、海岸線を含め、町内を回遊できるつながりのある流れをつくっていくことを今のうちに考えていくことが重要だと思い、そこでお聞きします。

要旨1、観光動向調査について。

活性化推進室では芦屋港レジャー港化に向けての芦屋港周辺地域の観光動向調査を昨年度実施しており、そのアンケート結果を見させていただきました。約1,500人もの来町者に対し聞き取り調査されており、観光動向の実態やニーズなど細かく調査されており、大変評価できる内容でした。今後、この調査内容を生かすことが非常に重要であると感じています。そこで、気づいた点についてお聞きしたいと思います。

まず、町内滞在時間が2時間未満の、1か所立ち寄りのポイントの来町が目立ちます。いわゆる、次に行ってみよう的な町内回遊が少なく、また町内消費額が100円未満と非常に少ない傾向と言えます。この現状についてどう捉えているかお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

今回の調査につきましては、まん延防止措置等の影響がございまして、昨年10月から11月の間の17日間、町内7か所で調査を行いました。

各調査実施箇所におきまして様々な実態が把握できましたが、全体的な特徴としましては議員御指摘のとおり、来訪者が町内に回遊していないこと、消費額が非常に少ないことが大きな特徴と言えます。これは大半の方が目的地以外の情報を知らない、知っていても場所や駐車場が分からないなど、来訪者が知りたい情報や行ってみたいと思わせる情報を十分に発信できていないことが要因の1つとして考えられます。

よって、この結果を今後の各施策や事業に生かしていくことが非常に重要と捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

非常に的確な分析ありがとうございます。

町内も多くの飲食店やカフェなど、皆様の努力のおかげで最近増えてきました。何とか町内に流れてほしいと思いますし、モーヴィとの連携や観光協会もいろいろな企画を練っていることと聞いておりますので、各所連携してもらい観光動向調査を生かし、これからの期待しております。

要旨2、県内では10自治体で、様々な分野で活躍している地域活性化企業人が芦屋町にも赴任しました。華々しくマスコミにも取り上げられましたし、また一般公募により5月から1名が登用され、みなと準備室とする新たなプロジェクトチームによって、いよいよ芦屋港レジャー港化がスタートラインに立った気がしています。そこで、みなと準備室についての現状や今後について伺います。

登用から数か月たちましたが、現在の状況について教えてください。また、今後の活動について言える範囲で教えてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

外部人材で構成しておりますみなと準備室は、現在2名体制となっております。1名は統括責任者として本年4月1日付にて国の地域活性化起業人制度を利用し、日本航空株式会社より派遣を受けております。また、統括責任者を補佐するリーダー人材につきましては、一般公募により本年5月1日付にて1名登用しております。この方は若松区にあるグリーンパークの指定管理現場責任者やPR、事業企画をはじめ、その他多くの経験とスキルを有しておられます。

現在の状況についてですが、まずはそれぞれの経験や知見から芦屋町や周辺地域の現状を把握してもらうとともに、レジャー港化の検討経緯や進捗状況などの把握、今後のプロジェクトチームの在り方やタスクの整理などを行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

みなと準備室の方々是非常に経験豊富で、アイデアに富むバイタリティーのある方々と思います。町内人材や町内団体、また町職員との交流の機会をぜひつくっていただきたいと思っています。交流を図ることで町を知る、また人を知るいい機会になると思いますので、ぜひ忌憚ない意見など言い合えるような場を設けていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

意見交換の場につきましては業務を推進していく上で必要不可欠と捉えております。将来的な人材育成につながるようにノウハウの継承を1つの業務としておりますので、現状把握のほかにこのような視点からも、観光協会やマリントラス、芦屋釜の里など関係者との意見交換も現在行

っております。

今後は、状況に応じて対象を広げていくように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

現状2人とお聞きしましたが、芦屋港レジャー港化は芦屋町の将来の方向性に大きく関わる根幹のプロジェクトと言えます。幾ら経験豊富とはいえ、2人体制では非常に荷が重いのではないかと感じています。3人目、4人目とチーム港をつくっていくことが必要不可欠ではないかと非常に強く感じています。さらに言いますと、みなと準備室の方々は契約年数が決まっております。終了までの期間の体制強化、また人材育成の意味でも町内人材や職員、また観光協会さんなどからの人材の研修や出向などもいいのではないかと考えます。

人を育み未来につなぐために、新たな人材登用や町内人材育成は考えているのかお聞きいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

外部人材の登用につきましては単に経験やスキルを生かしてもらうのではなく、将来的に自走できるように町内人材の育成が重要な視点となります。ノウハウ継承のために、どのように町内人材に関わってもらうことがよいか、現在検討を行っているところでございます。

また、外部人材につきましては本年度4名程度の登用を想定しておりますが、人数や登用方法にとらわれることなく必要な人材像を検討しておりまして、体制強化を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

安心しました。積極的に登用し、将来的な運用を見据えておいてほしいと強くお願いしておきます。

では、現在取り組まれている機運醸成事業についてお聞きします。

昨年度から取り組まれております機運醸成事業ですが、コロナの影響でワークショップなどが十分にできていなかったと思われそうですが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

機運醸成事業につきましては7月以降、人材の発掘や育成のためのワークショップ、テストマーケティングの実施を中心に取り組む予定でございます。また、機運醸成は切れ目ない取組が必要であるため、現在みなと準備室において、昨年度のワークショップ参加者と意見交換の場を開催できないかと調整しているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

今年度から取り組むものがあれば、具体的に教えてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

テストマーケティングは昨年度のワークショップで出された着地型観光の取組を精査するとともに、人材の発掘や育成につながる取組を行う予定でございます。現時点で具体的なものは決定していませんが、着地型観光に限定せず芦屋町の持つ魅力を引き出せるものや、時流に乗った取組は実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。

今後、そういったテストマーケティングは非常に重要になってくると思います。準備室の方々をはじめ町の方々からも「芦屋町のアウトドアスポット開設は大きな可能性を秘めているのでは。」との意見を個人的にも聞いております。

また、先日行われた港湾横の駐車場での第2回目のオートキャンプイベントは、自分も参加しましたが3日間で延べ台数150台で500人の方が来町されました。改めて、芦屋町でのキャンプは大きな可能性を秘めていると強く思いました。先ほどの観光動向調査でも、芦屋港周辺に必要なと思う機能・施設の中で、約25%の方々が「アウトドア体験のできる施設」と回答しています。これこそニーズと捉え、前向きに検討していただきたいと思います。

12月議会でも発言させていただきましたが、観光振興の上でも芦屋町に海に見えるキャンプ場開設は、今ある土地を利用しやすいこと、町に人が回遊しやすいこと、体験できること、また町内業者と連携しやすいというメリットもあります。ぜひ、実施事業の1つとして推進室のみならず各所連携し、引き続き検討しておいてほしいと強く思っています。

では、この機運醸成事業ですが、先ほどお聞きしたみなと準備室の活動と非常にリンクしていると思われます。みなと準備室との連携は今後、図っていく予定でしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

みなと準備室の業務と機運醸成事業というのは密接に関連していますので、主体的に関わっていただくように考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

芦屋港レジャー港化は町の将来、運命を握っていると言っても過言ではないと思っています。しっかりと足元を固めて取り組んでいただけるよう、お願いしておきます。

では、次に行きます。件名2、新たな観光資源と魅力づくりについて。

芦屋釜振興課が新しく創設されました。また、重要文化財芦屋釜の収蔵展示施設が新しく完成し、令和6年秋ごろのリニューアルオープンと聞いております。港のオープンに合わせ、海岸線の魅力づくりとしてレジャー港と芦屋釜の里周辺との連携は必要不可欠だと感じています。私も月に1度は必ず訪れますが、四季折々の景色も感じられ、芦屋町の歴史も感じられる本当に誇れる場所と思っています。もっとたくさんの人に訪れてほしいと本当に思います。今後、芦屋町の核と期待されます芦屋釜の里ですが、だからこそ次の質問をしたいと思います。

今後、観光分野でも新たな魅力を付加し、芦屋釜ブランドの拠点となると期待しているこれからの芦屋釜の里についてですが、どのように変わっていくのか、何か展望など具体的にあれば教えてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜振興課長。

○芦屋釜振興課長 新郷 英弘君

それでは、今後の主な展望について申し上げます。

最も大きな変化としては、令和6年秋頃予定の芦屋釜の里収蔵展示施設のリニューアルオープ

ン、それに伴う重要文化財指定芦屋釜の公開が挙げられます。芦屋町の新たなシンボルとして、町民の皆様のシビックプライドの醸成につなげたいと考えます。また、町内外から芦屋釜の里への集客を図るための目玉として活用したいと考えます。

併せて、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物の産業化を図るべく芦屋釜の里を拠点施設として、鋳物師と連携しながら芦屋鋳物の技術継承、多品種化や生産性向上への支援、対外的なPR等を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

はい、ありがとうございます。

町内外の方々の意見では総じて「いい場所ですね。」と気に入って帰られる方が多いのですが、町の若い方々や子育て世代のファミリーなどからは、「気にはなるんですが、敷居が高そうなので行きづらい。」また、「重苦しい雰囲気を感じる。」という声も聞きます。格式や敷居を下げたほしいとは全く思っていないのですが、芦屋釜も戻ってきます。観光スポットとしても捉えて、もう少し「見える化」して人が来やすいスポットにしてもらいたいと思います。せっかく、コンサートや展示イベント、また夏休みなどは子供向けのイベントなど年間通して歴史文化に触れることができる企画がたくさんありますので、たくさんの人に来て、見て、触れてもらえるよう、今後引き続き芦屋釜の里からもっともっとPRして行ってほしいと期待しています。

では、町の方々から本当によく聞かれる質問をさせてください。立礼席で提供するものは、今後増える可能性はありますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜振興課長。

○芦屋釜振興課長 新郷 英弘君

御提案ありがとうございます。お答えいたします。

現在、年間を通して立礼席で抹茶と干菓子を提供しており、夏季限定で抹茶アイスと冷茶のセットも選べるようにしております。現在のところ大きく変更する予定はありませんが、施設の雰囲気と調和を図りながら魅力向上に努めたいと考えます。

また町民の皆様の利用促進のため、町広報をはじめホームページ、インスタグラム、あるいはマスコミ等を通して町民の皆様に芦屋釜の里を知ってもらい、訪れてもらえるよう取り組んでいく所存です。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

立礼席の雰囲気ももちろん重要ですし、なかなかカフェのようなスタイルにするのも難しいようですが、将来的には港湾から芦屋釜の里に続く周辺道路は観光メインストリートになるのではないかと思います。近隣の空き地や空き家を活用し、気軽に立ち寄れる民間の店舗の誘致なども視野に入れることも、この先必要にはなってくるのかなと個人的には思っています。

では、先ほど「見える化」したらどうかという話を伺いましたが、やはりたくさんの方の皆さんに知ってもらうことが重要だと思います。現在、インスタグラムなどでPRに取り組まれておりますが、ほかにも多様なコンテンツで発信していくことが今後、必要ではないかと思います。芦屋釜ブランドは芦屋町が誇る日本唯一のオリジナルブランド、オンリーワンであります。これを町民に、また職員の皆様にも誇りに思ってもらいたい。重要文化財の最後の1つの芦屋釜が、いよいよふるさと芦屋町に戻ってきます。この最後の1つの芦屋釜の発見から芦屋町に買い戻すまでの様々な御苦勞が非常にドラマチックでありました。関係者の方の誠意や根気、芦屋釜への思いが伝わり、私も非常に感動しました。皆様の中にもそう感じた方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そして、芦屋釜の里は平成7年の創設から30周年を迎えます。芦屋町の宝である芦屋釜の復興から重要文化財芦屋釜をふるさと芦屋に戻すまでの30年、この一連の芦屋釜物語を後世に残し未来につなげるため、何か形に残す考えはないのでしょうか。芦屋釜をテーマにした1冊の書籍にするのもいいと思いますし、例えば今、資料館で流れている紹介動画をアップデートし、PR動画を作り直す。そして小中学校で上映するなど、いずれにしても多くの皆さんに知ってもらうことが重要だと思いますので、リニューアルに合わせPRしていくことが必要かと思っております。

欲を言えばですね、私の立場、また思いからしたら「ぜひ映画を。」と言いたいところなんですが、なかなかそういったことも難しいと思いますので、何かストーリー性のある映像コンテンツなどにして大きくPRしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋釜振興課長。

○芦屋釜振興課長 新郷 英弘君

御提案ありがとうございます。

芦屋釜復興事業や重要文化財指定芦屋釜入手の経緯等、一連の記録については、現在のところまとまったものはございません。それらの記録や発信については検討いたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

はい、簡潔にありがとうございます。

映画などは多くの町民を巻き込み、機運醸成につながる反面、各所には多大な労力や負担をかけてしまうことは私が1番分かっております。ただ、お隣の水巻町のように最近のPR動画「走る水巻」など2万回再生につながり、まだまだ映像コンテンツは大きなパワーを持っているとっています。動画制作には文化庁の文化芸術振興費補助金やクラウドファンディングなども利用できるものもありますし、私も芦屋釜また芦屋釜の里の一ファンとして協力を惜しまないつもりですので、まだまだ時間はありますのでぜひ検討課題にさせていただきたいと思っています。

次に行きます。

レジャー港化との連携についてお聞きします。また、今後のことで1つ提案させてください。

レジャー港化は周辺機能との連携という目的があります。また、重要文化財芦屋釜の展示施設のオープンと芦屋港の開業時期は非常に近い。連携は不可欠かと思っています。芦屋町の海岸線は、レジャーの芦屋側と歴史の山鹿側とに分かれております。国内などを見てもウオーターフロントの呼称は、例えば「みんなとみらいへ 横浜みなとみらい」や「この街と一緒に。神戸ハーバーランド」、また県内では、「歴史とロマンあふれる港町 門司港レトロ」など、日本全国の港の呼称やキャッチフレーズがあふれております。芦屋町でもみんなが親しみやすいキャッチフレーズや海岸線、ベイエリアの名前を考えてみてはいかがでしょうか。

2つの地域を芦屋のイメージ、コンセプトを落とし込んで1つにつなげることで、分かりやすく愛着の湧くエリアになるのではと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

キャッチフレーズについてということでございますが、まずレジャー港化と芦屋釜の連携に關しまして、レジャー港化につきましては町内の回遊性を高めることを目指しております。芦屋釜をはじめとする歴史文化も貴重な観光資源でありますので、連携は必要不可欠というふうに考えております。このため、まず機運醸成事業におきまして、芦屋釜の里と連携したテストマーケティングに取り組みたいというふうに考えております。また、レジャー港化や芦屋釜の里収蔵展示施設といった新たな町の魅力創出におきましては、それぞれの価値や魅力を高めながら町全体で連携していくことが効果的かつ必要と考えております。

併せまして、レジャー港化においては魅力を高めるためのコンセプトの明確化とともに、議員

御提案のように親しみを持ってもらえるようなネーミングやキャッチフレーズが必要とも考えておりますので、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

はい、ありがとうございます。

そういったことも念頭に入れてもらい、今のうちに打って出てほしいと期待しております。

最後になりますが、芦屋町の歴史、芦屋釜そして芦屋町の海を愛してやまない町長、レジャー港化、そして芦屋釜の里を含めた周辺の新しい海岸線の魅力づくりについてのお考えがあればお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に中身の濃い、もう全て言い尽くして、今からやろうとすることを言い尽くしておられるのではないかと考えておりますが、今、長島議員が御質問されたそれ以外というか、それに欠けてるというか、今後どう進むかという考えをですね、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、今、長島議員は「今のうちに打って出てほしい。」と、これは本当に非常に大事な言葉ですね、今のうちに出ようという強い思いは私だけではないと思いますが。

何度もお話に出ましたように重要文化財のですね、芦屋釜が芦屋に帰ってきたと。昨日もちょっと、ざっと、急な質問やったんであんまりうまく言えなかったんですが、これはやはり芦屋町の芯であると。これはちょっと別の言葉で言うと「心御柱」と言ってもいいんですけど、芦屋町の中心にある、非常に今から先も誇れるというか、そして大事にしなければならぬ、芦屋町民がみんな芦屋釜の重要文化財があるということに誇りを持ってもらうように我々はしなければならぬと思っておるわけでございます。それから、今やろうとしていることは芦屋釜の里を中心として——まあそこが中心になるんですが、今までやっております芦屋港活性化の問題もそうなんですが、それはもう進行形ですので、着々と室長が言ったように進んでおるわけでございます。

それと芦屋釜の里の上にある魚見山荘、それから城山、この2つはですね、昔はもう芦屋の何て言うんですかね、観光地というか名物というか、城山は桜、魚見山はですね、前に子供たちのアスレチックがあったんですね。で、椿も植えてあったと。我々がまだ学生の頃やったんですかね。それがいつの間にか椿がなくなり、城山の桜はどこに行ったんでしょうと。いつも芦屋は、何かやろうとしたら途中で消える。いつも途中で消えていくんですね。それは今度、この魚見山

と魚見公園それから城山公園、これを今、コンサルにお願いしております。どういうふうな公園にしたらいいかとか、両方とも。そして魚見公園には子供たちが自然と遊べるようなアスレチック、それも入れてもらうように。それと、芦屋釜の里とその魚見公園の上のほう、ここを遊歩道というか散歩道というか、それをつなげるような散策道をつくってくれということで、コンサルにいろいろ注文してるんですが、どのような絵柄が出てくるか分かりません。

それで、これが今ずっと長島議員もお話されましたが、これはもう2年先にできるとか3年先にできるとかいうものではありません。やはり持続可能に、5年先10年先に完成するかも分かりません。そういうことで一つ一つ、やはり芦屋町のいろんなところをですね、点はいっぱいあるんですね。いいところは、いっぱい点はある。それを線にしなくちゃいけないということですね、課題がまだまだたくさんあるんですが、今、一生懸命職員が頑張っております。芦屋の歴史の中には必ずいつも海がある。この海をいつも言ってたんですけど、そこにいろんなものがまたできてきたということで、いろんな資源が凝縮されていますので、港湾、海浜公園一帯を契機としたものを、点と点であったものを線をつなぐ、面として芦屋全体に広げていく、このことが大事だと思っております。

芦屋にしかない芦屋の誇る魅力であるこのことに各課連携して取り組んでおりますので、いましばらく、どういうものの構想がまず出来上がるかということ、ちょっと時間かかりますけど見守っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

貴重な御意見ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に5番、信国議員の一般質問を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

皆さん御存じのように我が芦屋町は響灘を臨む遠賀川の河口に広がる町で、一級河川の遠賀川が中央を流れている風光明媚な町として知られ、毎年たくさんの来訪者があります。また、いにしえより白砂青松とうたわれる海岸は、来訪者のみならず町民にとって憩いの場でもあります。

しかしながら、近年の地球温暖化などの影響もあってか環境の変化に伴う災害が頻繁に発生しており、我が町にとっても水害が危惧される季節がやっけてまいります。その水害も過去と比べますと甚大な被害をもたらすものが多く、また、いつどこで発生するのか予想もできません。よって、想定される災害はもちろんのこと、想定外の災害にも対処し被害を最小限に抑えるための方策が、人々の生命と財産を守るためにも今後ますます重要な課題となるでしょう。

そこで、芦屋町の防災に関する取組についてお伺いいたします。

要旨1、総合防災マップの配布対象と配布部数について。

新しく作成された総合防災マップの作成部数及び、その配布先や配布状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

作成部数につきましては8,000部を作成し、5月号の広報あしやと同時配布で全戸に配布を行っております。配布世帯としましては6,067世帯です。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

見たところ、よくできた防災マップのようですので、各自治区公民館等への配布もぜひお願いしたいと思います。

続きまして要旨2、新しく作成された総合防災マップについて。

今回新しくハザードマップから総合防災マップへと変更になり記載内容も大きく変更されているようですが、町民の方々に周知を図り、活用していただきたい点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成29年3月に洪水・土砂災害ハザードマップを作成しましたが、作成後5年を経過し、新たな災害箇所指定や追加のハザードマップを公表する必要があるため見直しを行い、名称も洪水・土砂災害ハザードマップから総合防災マップへと名称を変更し、内容の見直しや情報等の収集方法等を追加しています。洪水ハザードマップと津波ハザードマップについては、浸水想定区域の変更はございません。

土砂災害特別警戒区域・警戒区域として、江川台の登り口から猿渡に抜ける斜面が平成30年

12月30日に急傾斜地の崩落に指定されたため、新たに追記をしております。そのほかの災害等の指定区域につきましては、山鹿部の魚見公園付近の農業用ため池の七田池が決壊により周辺区域に人的被害を及ぼすことが懸念されるとして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、福岡県知事が指定したものを新たに追記しております。

また、新たに高潮ハザードマップを追記しております。中心気圧900ヘクトパスカル（室戸台風並み）、台風の半径は75キロ（伊勢湾台風並み）、移動速度は時速73キロ、これにつきましても伊勢湾台風並み、進路は東進型で想定し得る最大規模を設定し、作成しております。洪水浸水想定区域と同等の範囲と、芦屋海岸、柏原海岸が浸水する想定となっております。

防災の対策につきましては総合防災マップを参考に、町民の方に周知や活用等していただきたいと考えております。簡単に5点ほど申し上げます。

1点目は、自宅や学校・職場等での災害時の危険性の確認。2点目は、災害への備え等をよく読んで、いざというときに備えていただくこと。特に大雨・洪水に関する注意報・警報等の内容や、警戒レベルと町民の取るべき行動などを5段階に分類しています。3点目は、家族全員でマイ・タイムラインを作成していただきたいことです。台風の接近や大雨が予想される際の自分が取るべき行動を時系列にまとめ、自分と家族の取るべき行動を作成するものです。4点目は、災害時に避難する指定避難所や緊急避難場所への避難経路を歩いて確認し、危険な箇所がないか確認していただきたいこと。5点目は、防災情報の収集方法や入手先等の確認をしていただくこと。特に戸別受信機の設置、テレビのデータ放送のdボタンによる情報の確認、公式アカウントLINEの登録によりプッシュ式の情報を取得することができるようになること。各自で各ホームページから災害等の情報収集の取得をすることなどが、今回の総合防災マップの変更点と活用していただきたい点でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

ただいま七田池などが今回新たに危険箇所の指定を受けたとありましたが、そもそも指定を受けるに至った点検方法や経緯、また警戒区域に雑木などが密生した場合や町有地・私有地などが混在する場所もあると思います。その確認方法や、所有者や隣接者などへの危険性についての周知方法などはおありでしょうか。また、現在指定されている危険箇所で、今後の打開策などはおありでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

農業用ため池の七田池につきましては定期的に点検等は行っておりませんが、これにつきましては指定の経緯については平成30年7月豪雨、西日本を中心とした全国の広い範囲で記録的な大雨により多くのため池等が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じたというところから、農水省等がこの検討チームをつくって新たに基準を公表して県知事が指定したという状況になります。

土砂災害の確認方法等につきましては、警戒区域等につきましては平常時は特に現状を把握しておりませんが、大雨警報等が発令された場合に土砂災害警戒区域について巡回等を行い、崩落等がないか確認を行っております。気象庁から発表される土砂災害警戒情報や危険度分布、土壌雨量指数等を総合的に判断し、高齢者等避難や避難指示を戸別受信機で発信をしていきたいと考えています。早めの避難が自分の命を守る行動となりますので、町民周知を積極的に行っていくように考えております。

現状の打開策につきましては、土砂災害の危険区域のハード整備につきましては危険箇所には町有地や民地などがあるため、なかなか整備が進んでいくというのは難しいと考えております。町有地であれば崩落等の危険があれば整備を行うことは可能ですが、民地は行政では整備することができません。そのため、減災を進めていく上で早めの町民の避難を呼びかけていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

津波ハザードマップの指定緊急避難場所の記載事項で、浸水するおそれのある区域の自治区公民館が記載されていないことについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

津波ハザードマップの中に指定緊急避難場所が表示されていないというところですが、これにつきましては浸水想定区域を見開き1ページで表記しているため、マップ上で浸水想定区域に入る4か所の公民館なんですけれども、その部分の記載を削除しております。

理由につきましては、浸水しない区域、指定避難所や緊急避難場所等が分かりやすく全体的に見やすくするために今回この4つの公民館を削除しているという経緯がございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

同じような条件下にもかかわらず削除に至らなかった区域や記載がない地区は、「浸水の危険あり」と説明書きをする配慮とかあってもよろしいのではないのでしょうか。

次に津波浸水時の二次的災害、つまり、流されやすいコンテナや陸揚げされた船舶等に起因する被害の危険性がある場所への注意喚起や、適切な指導をする必要性はないのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

津波等で、先ほど言われました陸揚げされた船やコンテナ等が津波等により二次的な被害が起ることを懸念されているというところですが、基本的にはその船を管理する管理者及び事業者等が対策を講じていただくべきだと考えております。防災等の観点から適切な管理を指導する等の法的な根拠がないため、防災関係で指導するというのはなかなか難しいと考えております。そのため、先ほども言いましたとおり船を管理する管理者及び事業者等が適切に、災害や日常生活も含めて適切に管理していただくことが大事と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

二次的な被害を削減することはもちろん観光の面からもぜひ着手していただきたいと思います。

続きまして避難協定施設について、芦屋側には航空自衛隊芦屋基地、愛生幼稚園、第二緑ヶ丘等の3か所が記載されていますが、山鹿部に設けていないことについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋地区の町部につきましては、津波が発生した場合に近くに避難する高台等がないため民間施設に協力を依頼し、津波発生時の一時避難場所として先ほど議員が言われました3か所と協定書を結んでいるという状況でございます。

山鹿部につきましては津波が発生した場合、汐入川より浸水が想定されているため、汐入川を

挟んで避難できる場所があることや、民間施設等の建物で一時的な避難場所として該当するところがないため、現在協定を結んでいないというところが現状でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

先ほどですね、町長のお話にもありましたが、山鹿部の高台、城山公園、梅林公園、魚見公園など、遊歩道として整備する計画があるというような話がありました。この3か所の高台につきましては避難ルートとしては安全面を危惧する声もありますが、人命を優先するため今後の整備など、どのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

総務課としましては先ほど言われました魚見公園、城山等々につきましては、総務課として考える点につきましては、命を守る行動として津波の浸水想定区域外のエリアに避難をしていただくことが1番だと考えております。また、総合体育館や魚見公園等に避難をしていただきたいというところもありますし、城山公園を一時避難場所として使ったほうが良いというところもありますけれど、地震によって崩落する可能性や三軒屋から登ることができないというところの利便性も考えて、そこら辺につきましては総合体育館や魚見公園など、一般道から避難できるところへ避難していただきたいという形で考えております。

また、施設整備をするこういふところにつきましては時間・費用も要するため、今後、御理解を賜りたいと思いますし、所管課がまたがるということもございます。防災担当と各持っている施設のところもございますので、そこは話を進めていくという形にはなろうかと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

ありがとうございます。やはり、雨や風などの悪天候のときにですね、住民の方は目の前に山があればそこに逃れたいということもあると思いますので、検討のほうをまたよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして要旨3、自主防災組織の形成支援について。

災害時に自治区を中心に組織形成の支援を行うとありますが、現在、自主防災組織のある地区

は何地区あるのでしょうか。また、実施された避難訓練の参加率及び避難支援内容について、住民の反応や意見などは把握できているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織につきましては26の自治区が組織形成されております。コロナ禍の中で、自主防災組織での避難訓練は実施されておられません。ただし、各自治区からの要望に応じて出前講座等を実施しております。令和2年度につきましては1自治区、令和3年度につきましては3自治区、令和4年度につきましては2自治区を予定しております。

あと、組織されていない地域の今後の対応につきましては4地区ですね。1地区につきましては自衛隊の官舎の地域でございますので、災害時には自衛隊としての組織的な活動があるため組織されていないのではないかと推測されております。残りのうちの2つは芦屋町の区の中でも比較的小さい区ですので、区の維持活動だけでも負担が大きいというところで、なかなか形成ができていないというところがございます。あと1つの区につきましては浸水等の想定区域エリアにも入っておりますので、今後とも自主防災組織の形成に当たり、働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

次の質問に入ります。

育成2年目となる防災士の数及び、個別に防災士を取得した方々は把握できているのでしょうか。また、今後防災士に対する補助内容や防災士を活用した計画等があればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

2年間で防災士を取得した方につきましては職員が4名、町民の方が8名の計12名が取得をしております。個別に取得した方につきましては情報等がございますので、把握はできておりません。ただし、町民の方々と話す中で、議員の方でも数名の方が防災士を取っているという形でお聞きしますし、町民の方も一部、防災士の資格を持っているという話は聞いたことがございます。

また、防災士に対する補助内容につきましては、防災士資格取得の補助として今年度も教本代・

受講料・認定登録費の計1万1,500円を町が負担したいと考えております。周知方法につきましては「防災士の資格を取得しませんか?」というチラシを6月の区長会を通じて配布します。また、町のホームページや広報あしや7月号にも取得に関する紹介を掲載したいというふうに考えております。

防災士の活用につきましては6月18日、今年度、大雨洪水避難訓練への参加を計画しており、昨年度取得された防災士8名に個別に参加依頼の案内を出しております。現在、3名の方が協力していただけるという回答をいただいている状況です。参加される防災士につきましては区に連絡し、防災士として訓練に参加していただきます。ただし、今回は初めて防災士としての参加となりますので、区長や区の方々との顔合わせ、区の防災について認識することを目標としております。また、今年度の防災士受験が終われば防災士の人数が昨年度と今年度までで20名弱という形になりますので、連絡会(仮称)ですけれど立ち上げて定期的な勉強会を開催するとともに、町の防災訓練に防災士としての参加を図っていただきたいと考えております。

このような訓練等を通じて防災士の防災意識や知識を高め、実災害時において地域の防災リーダーとして活躍を期待しているところでございます。

これにつきましては以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

せっかくのですね、防災士についてですので、しっかりとですね、活用していただいて、防災に努めていただきたいと思います。

時間の都合上、要旨4に入らせていただきます。定期的な防災訓練等の実施について。

自主防災訓練組織を中心とした避難訓練や要配慮者避難訓練などの防災訓練などを行ない、日頃の備えや防災意識の向上を図るとありますが、定期的な訓練とはどのくらいの頻度で実施されているのでしょうか。また、実施された避難訓練の参加率及び避難支援の内容について、住民の方々の反応や意見は把握できているのでしょうか。お伺いします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の防災訓練につきましては、年2回実施しております。6月に大雨を想定した大雨洪水避難訓練を、11月には地震・津波を想定した避難訓練を実施しております。

今年度の大雨洪水避難訓練は6月18日を予定しており、全自治区に参加依頼を行っております。浸水想定区域の15自治区は総合体育館、中央公民館、町民会館に避難するようにしており

ます。浸水想定区域外の15自治区につきましては、地区公民館に避難を行うようにしております。コロナ禍の感染対策のため1自治区10名の参加依頼をしております。避難訓練の参加率につきましては、参加依頼した人数がほぼ参加していただいております。

昨年11月の地震津波避難訓練では消防団、女性防火・防災クラブの支援を受け、山鹿地区13自治区中12自治区が総合体育館に避難を行いました。その際アンケートを行い、64件の回答を得ており全般的に高い防災意識があり、今後も避難訓練が必要だとの意見をいただいております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

はい、ありがとうございました。時間の都合上ですね、次の質問は控えさせていただきます。

防災についてですね、今後の取組についてということですね、さらなる防災意識の向上を図るため、訓練回数の増加または避難ルートの掲示板の設置などを図っていただけたらと思います。また、毎月実施されている試験放送の内容についてですが、内容を変更して、例えば「本日は防災の日です。総合防災マップの確認をしましょう。非常持ち出し用品、食料・薬・貴重品・衣類や靴・日用品などの準備は大丈夫ですか。避難ルートの確認や自宅周辺の安全確認も、日頃から実施しましょう。」と、せっかく防災マップがいい物ができておりますので、それを活用する方向での放送に切替えていただけたらと思っております。

続きまして件名2、学校教育における部活動の支援についてお話をしたいと思います。

文部科学省が令和5年度からの学校教育における部活動の在り方について地域の民間クラブ等を活用した地域移行を計画しているようですが、地域移行を委ねられた場合、芦屋町としては国の部活ガイドラインに対して今後どのような対応を講じるのかお伺いしたいと思います。

要旨1～4までありますので、さっと読ませてもらいたいと思います。ちょっと難しいかな。読ませてもらいます。芦屋町クラブ活動の現状については現在、中学校で実施しているクラブ活動に対して委託は実施しているのか。委託してあればその内容についてお伺いしたい。

要旨2、芦屋町での民間クラブ等への移行上の懸案事項について、国等が推奨する地域移行内容について想定される問題などはどういったものがあるのか。

要旨3については他市町村において部活動での取組について、他の市町村においては委託等の取組を先行して実施しているところもあるようですが、そのような情報は入っているのか。

要旨4については芦屋町として今後の対応策について、国・県においても検討中の案件であるため委託するに当たっては様々な今後の整備が必要となるとは思いますが、それに芦屋町はどうい

った対応をするのかということをお聞きしたかったのですが、ちょっと時間の配分を間違えましたので、それについてはまた今後お話をさせていただきたいと思います。

今後の部活動の改革については果たして働き方改革の一翼を担う救世主となり得るのでしょうか、というところが疑問に思っております。そもそも部活動に対する見解は競技者の育成なのか趣味の範囲なのか、はたまた情操教育の一環として捉えられているのか、まだ不明なところがたくさんあります。

皆さんにお聞きしますが、タレント発掘事業というのを御存じでしょうか。これは国を挙げて取り組む事業で、将来の日本を背負って立つアスリートを育成する事業で、既にたくさんの選手が育っています。本案件は働き方改革の一環でもあり町としては対策に苦慮するところでしょうが、県との連携を密にして教職員の負担軽減を図りつつ新たな雇用体系の樹立にもつながればと思います。また、子供たちの能力を見つけて生かすタレント発掘事業などの能力開発にもつながると思いますので、芦屋町としても積極的な取組により、これからのスポーツ全般を担う子供たちの育成にもしっかりと対応していただきたいと思います。

せっかく討論をさせていただくつもりでありましたけど、ちょっと私の時間配分のミスによりまして、以上で私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、信国議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、14時40分から再開します。

午後2時30分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。通告書に従って進めてまいります。

件名1、バス停のベンチ、上屋の設置について。

JRが通っていない芦屋町にとって、バス交通は町民の日常生活を支える重要な役割を担っています。高齢者など交通弱者の通院・買物移動をサポートすることを目的として、平成17年度に福祉バスがスタートしました。芦屋町巡回路線は当初、芦屋地区と山鹿地区の2つのコースでありましたが、現在は巡回バスとして東、南、北コースの3コースに変更され、2年目になります。芦屋町の公共交通に関する課題について、町は利用者のニーズに応え、コースの変更・増便

など積極的に取り組み、改善してきたと思われま。そこで、次の点についてお伺いします。

要旨（１）東コース、南コース、北コースと変更されてきましたが、町民の満足度はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、お答えさせていただきます。

巡回バスは平成17年度に福祉バスとして運行を開始し、対象者は60歳以上の方や障害者とその介護者、妊婦及び同伴の乳幼児でございまして、運賃は無料でございます。

芦屋町役場から出発しまして、また芦屋町役場に戻ってくる路線で、当初は芦屋コースと山鹿コースの2路線で運行を開始したところでございます。運行していく中で芦屋中央病院や老人憩の家といった目的地へ行くための乗り継ぎの拠点の見直しを行うなど、より利用しやすいコース設定のため、令和2年度からは東コース、南コース、北コースの3コースへ増設いたしました。各コースを所要時間約50分でそれぞれ巡回し、運行本数は午前5本、午後2本運行いたしております。運行曜日につきましては、日曜日・お盆・年末年始以外となっております。

令和3年度に芦屋町地域公共交通計画を策定した際に行いました芦屋町巡回バスの今後の在り方に関する調査結果では「現状のままでよい」との回答が32.1%で、「路線や便数を増やすべき」の7.5%や「運行経路を見直すべき」の6.4%、これらから比べましても一定の評価を得ているものと考えておるところでございます。また町長への手紙などでも、運転手さんの挨拶や声かけがすばらしいといった御意見も寄せられておるところでございます。

日々の御要望や御意見を取り入れて、より利用しやすい運行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、（２）（３）（４）は一括して質問いたしますので、一括してお答えください。

（２）町内の巡回バスのバス停は何か所設置されていますか。

（３）バス停にベンチが設置されていない箇所は何か所か。

（４）バス停に上屋が設置されていない箇所は何か所か。

よろしくお願ひします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

まず、巡回バスは東・南・北の3コースで巡回しておりますが、3コースとも芦屋町役場を出発し、芦屋中央病院または粟屋地区から折り返してきて芦屋町役場へ戻ってくるコースとなっております。例えば、中央公民館前というバス停は行きも帰りも同じバス停に停車しますのでこれは1か所ですが、町民会館前は行きのバス停と折り返して帰って来たときのバス停が道を挟んで違うバス停となりますので、これは2か所とカウントいたします。このような道を挟んでそれぞれバス停がある箇所が、50地点のうち19か所ございます。このことから巡回バスのバス停は町内に50地点、箇所と言いますと69か所設置されております。

続きまして、バス停にベンチが設置されていない箇所についてのお尋ねについて回答いたします。

先ほど御説明いたしました巡回バスのバス停69か所のうち、ベンチがないバス停は34か所でございます。以前、芦屋中学校の生徒さんが、巡回バスの利用者さんのために手作りのベンチを製作してくれました。これを各バス停に設置しまして、巡回バスの利用者さんからは大変好評だったのですが、一般の通行者の方からは「歩道の幅員の関係などから通行の妨げになっている。」との御意見もあり、過去には撤去されたような経緯もございます。

次に、バス停の上屋が設置されていない箇所についてですが、先ほど御説明いたしました巡回バスのバス停69か所のうち、上屋がないバス停につきましては48か所でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今の課長の答弁によれば、ベンチや上屋が設置されないところはかなり多くあると考える。ベンチは約50%が未設置、上屋は約70%が未設置であるというふうになるかと思えます。

私は、バスを待っておられる高齢者の方が、風雨のときに傘を差していても上屋がないため困っている方、また、ひでりの際に直射日光を受けている方、ベンチがないために重そうな荷物を持っておられる方など大変困っておられる様子を見かけますが、私は胸が痛みます。

ベンチ・上屋を設置する場合、様々な条件があると思われませんが、どのようなものですか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

まず条件についてのお尋ねですが、国土交通省の通知により、「上屋やベンチを設置する場合には、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2メートル以上確保

できる歩道でなければならない」となっております。ベンチであれば、ベンチを設置して、なお2メートルの幅員を確保しなければなりませんし、上屋であれば、その支柱から2メートルを確保しなければならない、このようになっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私はですね、バス停前に車を止めて、車を運転してますものですから巻尺でですね、歩道の幅、いわゆる幅員をね、測ったりしてきました。歩道幅が狭くベンチなどの設置が難しいところも多々あります。しかし、条件を満たしているところも結構あるのではないかとこのように思います。例えば、芦屋総合体育館前は市営バス、タウンバス、巡回バスのバス停が並んでいますが、残念ながら上屋がない、片方のほうですね。利用者は多いはずで。ほかの場所でもですね、条件が整っている、今の幅員ですね、整っている、2メートルから3メートル近くあるにもかかわらず、バス停にはですね、それが無いというところもあります。

以前ですね、中央病院の薬局前のバス停は上屋がなく、信号機よりかなり離れた場所に設置されておりました。しかし現在は、バス停は信号機の近くにベンチと上屋も設置され、利用者の方は大変喜ばれています。病院に通院している高齢者の方が薬局で薬をもらって、かなり離れたところまで歩き、ベンチもない中でバスを待っておられる方の声を私は聞きました。私は早速、環境住宅課担当者にどうにかならないものかと伝えましたが、当時の担当者は「その場所の背後地に擁壁があり、掘削するのも大変で難しい。」と言われていたんです。しかしその後、町は実地調査をされたんでしょう。擁壁を掘削し金網を張り、安全な状態にして上屋とベンチが設置されています。このときに早急に取り組んでいただいたことに、私は町に対して敬意を表しているところです。高齢者が地域で安心して暮らせるよう、今後とも巡回バスの運行とベンチや上屋の整備を積極的に推進する必要があるのではないかと思います。

そういう意味を込めて、(5)ベンチや上屋が設置されていない箇所について、今後どのような取組をしていただくのかをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

巡回バスは足の不自由な高齢者の方などを利用対象としていることから、バス停については町内全域に細やかに配置して運行しております、このため大通りから外れた道路なども通行いたします。このような道路における歩道の幅員の確保上、上屋やベンチを設置できない箇所がござ

います。また、芦屋町巡回バスは3路線ございいますが、路線ごとの1日当たり利用者数を見ると北コースで30.1人、東コースで35.8人、南コースで49.2人——これは路線ごとの1日当たりの利用者数です。となっております。

バス停に上屋を設置するとなると設計に数十万円、躯体設置に二百数十万円の費用がかかります。神奈川県の川崎市などは費用対効果の観点から、そのバス停の1日の利用平均人数が35人以上であることなどといった、上屋の設置基準を設けて運用がなされておるところでございます。芦屋町では巡回バスに限らず、北九州市営バスや芦屋タウンバスのバス停につきましても、ここ数年でバス停上屋を2か所建て替え、5か所新設し、バス停ベンチにつきましてもは約30か所に新規設置するなど整備を進めてまいりました。

令和4年3月に策定しました芦屋町地域公共交通計画の中で、「実施事業と目標」といたしまして「バス停及び駐輪場の整備」を行う施策を計上しております。これは上屋・ベンチが未設置、あるいは設置後に経年劣化したバス停を改めて調査し必要性を検討後、新規設置や更新を行うものでございます。令和4年度に巡回バス、タウンバス、それから北九州市営バス全部含めたバス停台帳のほうを作成し、令和5年度に新規設置や更新の必要性について調査・検討し、令和6年度からは検討結果による実施を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、私の知り合いの方々もですね、免許証返納をされる方が増えてきてます。私も10年後はそうになる可能性もあるんですが、当然利用者がですね、増えてくるだろうと思います。いずれにしろバス交通は町民の日常生活を支える重要な役割を担っているということですから、そういう公共的なバス、いわゆる巡回バスをですね、積極的に取り入れて、バス停やら上屋をですね、取り入れていただきたいと思います。前向きな姿勢ありがとうございます。

では2件目に行きます。ナイター設備について。

第6次芦屋町総合振興計画の「心豊かな人が育つまち」の生涯学習には社会教育の推進と生涯スポーツの充実が掲げられており、社会体育施設について安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行うと明記されています。第5次芦屋町総合振興計画では総合運動公園の整備や機器の充実を図るとしており、各種体育施設の適切な管理をはじめ、住民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりが必要と明記されています。

現在、様々なスポーツ団体やスポーツ少年団などがスポーツを楽しんでいるのを見かけます。しかし、町内外で勤労する人々や退職後に野球やソフトボールを楽しんでいたチームなどが利用

していた芦屋中学校のナイターは設備の老朽化等により使用できず、また芦屋東小学校も十数年前から使用できない状態になっています。そこで伺います。

遠賀郡内のナイター設備設置状況はどうなっていますか。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、遠賀郡内4町のナイター設備設置状況を御説明いたします。

芦屋町は芦屋中学校グラウンド1か所、岡垣町は町民総合グラウンド1か所、遠賀町は総合運動公園多目的グラウンド1か所、水巻町は総合運動公園多目的グラウンドと水巻中学校グラウンドの2か所にそれぞれナイター設備が設置されています。

芦屋中学校グラウンドのナイターは利用可能期間が4月～10月までで、利用可能競技はソフトボールや軟式野球、サッカーなどですが、御指摘のとおり老朽化により現在使用を休止しております。利用される皆様には大変御不自由をおかけしております。なお、以前は芦屋東小学校グラウンドにも設置されておりましたが、故障により平成14年度に使用休止し、当時の利用状況から芦屋中学校ナイターへの一本化が図られ、17年度に灯具を撤去しております。

次に、岡垣町町民総合グラウンドは全面・A面・B面の利用区分となっており、そのうちナイターが利用可能な区分はA面のみで、利用可能期間は4月～11月までです。ナイター利用可能競技は軟式野球やソフトボールなどです。

遠賀町総合運動公園多目的グラウンドは全面・東側1面・西側1面の利用区分となっており、そのうちナイターが利用可能な区分は西側1面のみで、年末年始を除き年間を通じて利用できます。ナイターの利用可能競技はソフトボールやサッカーなどとなっています。

水巻町総合運動公園多目的グラウンドは全面・半面の利用区分となっており、全面でナイターが利用可能で、年末年始を除き年間を通じて利用できます。ナイター利用可能競技は軟式野球、ソフトボール、サッカーなどです。また、水巻中学校グラウンドのナイターは利用可能期間が4月～11月までで、サッカーとソフトボールのみの使用可能となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

スポーツを通して、子供の健康の向上と高齢者の健康促進の場を教育委員会が提供する役割は大きいと思います。私は町民体育祭でのスポーツクラブの行進を見て、我が芦屋町はスポーツが盛んな町であるといつも感心して見ていました。これも教育委員会と体協の連携の下に進められているんだなあと、つくづく思っています。しかし、昼間にスポーツができない方々にとって、ナイター設備があれば野球やソフトボール、サッカーなどのスポーツやレクリエーション活動は、もっともっと盛んになるのではないかと考えております。

芦屋町議会も芦屋町ソフトボール大会において、コロナ感染以前には数年間参加してまいりました。練習のために毎回、中学校のナイターを利用してきたものです。少年サッカークラブは現在、土曜日・日曜日を除いた日に夕方から総合グラウンドで練習しています。ナイター設備がないため、自家発電の照明器具6台を倉庫から搬出入しています。指導者に聞いたところ、「搬出入は面倒な作業であり、ナイター設備があれば有り難い。」ということをおっしゃっていました。

このように、夜間にスポーツができる環境づくりとしてナイター設備は必要であると考えます。遠賀郡内でナイター設備がないのは残念ながら芦屋町だけということになりますが、今後、芦屋中学校のナイター設備を改修するのか、または新たに総合グラウンドなどに設置することを検討しているのかをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

現在の芦屋中学校ナイター設備は昭和48年に設置、平成4年～5年にかけて改修工事を行っており、改修からは30年を現在経過しております。2か月に1回の点検を実施するとともに、11月～翌年3月までのオフシーズンは電源を落として管理しておりました。しかし、令和2年度のオフシーズンにおける点検時に、受変電設備の老朽化が著しく電源を入れることの危険性を指摘されたことから、令和3年度より使用を停止しておるところです。

受変電設備の改修には多額の経費がかかると見込まれており、また、現在ナイター設備に使用しております照明灯「メタルハイドランプ」というんですが、これは国内では現在1社しか製造しておらず、今後いつ製造中止になるか分からない状況で、LED照明への全面改修なども検討する必要があります。さらに新しく設置するとした場合、経費的な問題だけではなく候補地の選定、設置場所の地盤の状態や民家などの周辺環境などへの影響などの課題がございます。一方で、ナイター設備の利用実績ですが残念ながら年々減少しており、コロナ禍前の令和元年度の実績では利用団体は1団体のみ、利用時間は年間約30～40時間、稼働率は4.2～5.6%という状況で、利用が少ないといった現状がございます。

以上のような現状・課題を踏まえて、グラウンドの夜間照明施設の整備・改修については現在、

実施計画に計上させていただいて、稼働率や費用対効果、整備環境などを踏まえて、廃止も含めて現行設備の改修、新たな設置などの検討を進めておるところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ソフトボール連盟というのがありますね。ソフトボール連盟は6チームで組織されておるようですけれど、そのうちの2チームはですね、わざわざ遠賀町の総合グラウンドに練習に行っておられるそうなんですよ。わざわざですね、あそこで練習されてるわけですけど。芦屋町の地元ですね、練習をされるような状況づくりを、これは教育委員会として生涯学習の一環としてですね、やはり地域の方々が、我が芦屋町の総合グラウンドなり中学校でですね、練習できるようになれば、また地域の方々がですね、夜間で練習している姿なんかを私は時々見に行ったことがあります。私は野球やらソフト好きですから、「私もその中に入れてください。」と言わんばかりでしたけど。

でも、そういう意味じゃですね、勤労者の方が例えば、小学校、中学校、高校でスポーツをしていた人が社会人になって、町内外にかかわらずですね、やっぱりスポーツをしたいと思うんですよ。で、仕事をされてますからどうしても夜間になっちゃうわけですね。だから、今お話がありましたように、残念ながらその1チームとかなんかじゃなくて、やはりこういうものが新しくできればですね、老人クラブの皆さんがグラウンド・ゴルフをするかも分かりませんし、試合前にですね。また、サッカー部も増えてくるかも分かりませんし。そういう意味では、早急にですね、設置していただけたらなというふうに思っています。やっぱり芦屋町は本当にスポーツの盛んな町だと、この私が40年前に芦屋に赴任してここに来たときにですね、そう思いました。そのときにはやはりナイター施設もあってですね、非常に活発なふうにやられてましたけど。

まあ時間がありますので、町長、ちょっとお尋ねしますが、今ですね、私は財政上の問題で上屋とかベンチですね、上屋は私は100万円ぐらいかと思ったら300万円ぐらいかかるということでしたけれど、その中の方がですね、「妹川議員、何とかこの上屋をつくってもらえるようお願いできないか。」という話の中で「いや、やっぱり財政上難しいんですよ。多分難しいだろう。」と言ったときにですね、「妹川議員、あのレジャー港化をね、芦屋レジャー港化を仮に中止すれば約36億円のお金があるんだけど。ないしは縮小するなりしてね。1億円もあればそういうのができるではないか。」というような声も2～3ありました。だから「それだけの余裕があるならね。」というようなことでしたんですけど。

どうやってこのお金を捻出するか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ごめんなさい。（「あの、いいですか。バス停のベンチとか上屋とか、それとかこのようなナイター設備、数千万かかると思うんですよね。そういうのを捻出するためにね、どういうふうなお考えがあるかなと」と呼ぶ者あり）いえいえ、何か港湾の今、そういうレジャー港化とかいろいろ予算のやつを削ればそれができるやないかというような論法自体が、何かおかしいかなと思ってます。

何のために議会で予算を審議していただいてですよ、目的は何で、どういうあれをして、設計をやって、いろいろやってですよ。それを何かこっちのお金をこっちに移す。それがよく分かんないですよ。いや、それが分からんけ、ちょっと。長年議員されとってですね、その理屈が分からないから、それをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういう町民の声があるということです。

○議長 辻本 一夫君

町長。（「ん？ほかにない？」と呼ぶ者あり）質問ですか。（「いや、今の町民の声がありますよということに対してどう思われますかと」と呼ぶ者あり）

○町長 波多野茂丸君

たくさん、議員の皆さん方もそれぞれ議員されてますんで、町民の方からですね、たくさんのことを聞かれてると思います。それはルールに基づいてちゃんと実施計画、各課で実施計画立てて、やれるかやれないか今。それから、このナイターの件もたしか実施計画には上がってるんですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですよね。実施計画には上がってるんですよ。それを私が聞いたところでは、今何かソフトボールチームが6チーム？（「はい、はい」と呼ぶ者あり）私が聞いたところは1チームという、1団体というふう聞いてますけど。監督の方は知ってますけど、鑄鍛鋼が主なんですけど。

たしか軟式野球チームはないんやないですかね、軟式野球チームは。昔、それこそ我々が若い頃は軟式野球チームはかなりありました。私のところもチーム持ってた。ちょっと個人名言ったらあれですけど、横尾議員のところもチームつくられてました。結構あったんですよ。それで、どんどんチームがなくなっていくと。それはなぜかなと思うんですけど、やはり子供たち、みんなもう我々の頃は野球する。年代がもう過ぎていきましたけど、子供が今、野球というより

もサッカーとかバスケットとか、その辺のですね、部活も多いということで、少し野球ということが衰退しているのではないかと。

それからさっき言われた遠賀町と岡垣と水巻、ここもですね、首長の我々もその話も出るんですけど、課長から話が出たですかね。今どこも老朽化して、そのやり換えるのに相当な金額がかかるということで、今いろんな、なくすのか継続するのとかというそういう各町で論議があると。そういう時代というか、あればあれで使う方がいらっしゃればですね、それはもうあるに越したことはないんですけど、その辺の実態がですね、まだはっきり分からないということが事実でございます。

以上です。

○議員 8番 妹川 征男君

これで妹川の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上をもって、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時12分散会
